

衆議院 第五十四回国会 厚生労働委員会 議事録 第八号

平成十四年四月十二日(金曜日)

午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 森 英介君
理事 鴨下一郎君
理事 長勢 甚遠君
理事 釘宮 馨君
理事 福島 豊君
理事 岡下 信子君
理事 木村 義雄君
理事 後藤田正純君
理事 田村 憲久君
理事 竹下 亘君
理事 棚橋 泰文君
理事 林 省之介君
理事 三ッ林隆志君
理事 谷津 義男君
理事 加藤 公一君
理事 金田 誠一君
理事 土肥 隆一君
理事 水島 広子君
理事 榎屋 敬悟君
理事 小沢 和秋君
理事 阿部 知子君
理事 中川 智子君
理事 川田 悦子君

厚生労働大臣 坂口 力君
厚生労働副大臣 狩野 安君
厚生労働大臣政務官 田村 憲久君
政府参考人(厚生労働省労働基準局長) 日比 徹君
政府参考人(国土交通省大臣官房審議官) 竹歳 誠君

厚生労働委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動

四月十二日

吉野 正芳君 補欠選任
阿部 知子君 金子 哲夫君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同日 高木 毅君 補欠選任
金子 哲夫君 阿部 知子君

同(穀田恵二君紹介)(第一七二二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第一七一三三号)
同(志位和夫君紹介)(第一七一四四号)
同(塩川鉄也君紹介)(第一七一五五号)
同(瀬古由起子君紹介)(第一七一六六号)
同(中林よし子君紹介)(第一七一七七号)
同(葉山峻君紹介)(第一七一七八号)
同(春名真章君紹介)(第一七一八九号)
同(不破哲三君紹介)(第一七二〇〇号)
同(藤木洋子君紹介)(第一七二二二二号)
同(松本善明君紹介)(第一七二三三三号)
同(矢島恒夫君紹介)(第一七二四四四号)
同(山口富男君紹介)(第一七二五五五号)
同(吉井英勝君紹介)(第一七二六六六号)
患者負担引き上げ中止に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一五四八八号)
同(石井郁子君紹介)(第一五四九九号)
同(小沢和秋君紹介)(第一五五〇〇号)
同(大幡基夫君紹介)(第一五五一一号)
同(大森猛君紹介)(第一五五二二二号)
同(菅野哲雄君紹介)(第一五五三三三号)
同(木島日出夫君紹介)(第一五五四四四号)
同(工藤堅太郎君紹介)(第一五五五五五号)
同(児玉健次君紹介)(第一五五六六六号)
同(穀田恵二君紹介)(第一五五七七七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第一五五八八八号)
同(志位和夫君紹介)(第一五五九九九号)
同(塩川鉄也君紹介)(第一五六〇〇〇号)
同(瀬古由起子君紹介)(第一五六一一一)
同(中林よし子君紹介)(第一五六二二二)
同(春名真章君紹介)(第一五六三三三)
同(不破哲三君紹介)(第一五六四四四)
同(藤木洋子君紹介)(第一五六五五五)
同(松本善明君紹介)(第一五六六六六)
同(松本善明君紹介)(第一五六七七七)

同(矢島恒夫君紹介)(第一五六八八号)
同(山口富男君紹介)(第一五六九九号)
同(吉井英勝君紹介)(第一五七〇〇号)
同(菅野哲雄君紹介)(第一五六六五号)
同(黄川田徹君紹介)(第一五六六六号)
社会保険を拡充し、将来への安心と生活の安定に関する請願(枝野幸男君紹介)(第一五七二二二)
同(志位和夫君紹介)(第一五七三三三)
同(春名真章君紹介)(第一五七四四四)
同(三井辨雄君紹介)(第一五七五五五)
同(金田誠一君紹介)(第一五六六七号)
同(三井辨雄君紹介)(第一五六六八号)
同(横路孝弘君紹介)(第一五六六九九)
乳幼児医療費無料制度の創設に関する請願(小沢和秋君紹介)(第一五七五五五)
介護保険制度の緊急改善に関する請願(大幡基夫君紹介)(第一五七六六六)
社会保障拡充に関する請願(逢沢一郎君紹介)(第一五七七七七)
同(長勢甚遠君紹介)(第一五七八八八)
同(谷畑孝君紹介)(第一五六七〇〇号)
医療費負担引き上げの中止に関する請願(春名真章君紹介)(第一五七九九九)
児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(肥田美代子君紹介)(第一五八〇〇〇)
介護保険の改善、医療保険改悪計画の中止に関する請願(大森猛君紹介)(第一五八一一一)
同(藤木洋子君紹介)(第一五八二二二)
児童扶養手当抑制案の撤回に関する請願(川田悦子君紹介)(第一五八三三三)
介護、医療、年金制度の拡充に関する請願(不破哲三君紹介)(第一五八四四四)
健保・共済本人三割負担等の患者負担引き上げ中止に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一五八五五五)

パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上に関する請願(枝野幸男君紹介)(第一五八六号)
 同(坂井隆憲君紹介)(第一五八七号)
 保育・学童保育予算の大幅増額に関する請願(東門美津子君紹介)(第一五八八号)
 国立病院・療養所の院内保育所の存続・拡充に関する請願(東門美津子君紹介)(第一五八九号)
 健保三割負担・高齢者窓口負担の大幅引き上げ中止に関する請願(石井郁子君紹介)(第一五九〇号)
 同(小沢和秋君紹介)(第一五九一号)
 同(木島日出夫君紹介)(第一五九二号)
 同(工藤堅太郎君紹介)(第一五九三号)
 同(中林よし子君紹介)(第一五九四号)
 同(春名真章君紹介)(第一五九五号)
 同(不破哲三君紹介)(第一五九六号)
 同(大島敦君紹介)(第一六七二号)
 同(黄川田徹君紹介)(第一六七三号)
 医療への国庫負担を増やし、患者負担引き上げの中止に関する請願(木島日出夫君紹介)(第一五九七号)
 医療保険制度改正に関する請願(菅野哲雄君紹介)(第一五九八号)
 同(五島正規君紹介)(第一六七四号)
 同(横路孝弘君紹介)(第一六七五号)
 国民の医療と国立病院・療養所の充実・強化に関する請願(川内博史君紹介)(第一五九九号)
 同(金田誠一君紹介)(第一六七六号)
 同(川内博史君紹介)(第一六七七号)
 健保本人三割負担等の患者負担引き上げ中止に関する請願(山口富男君紹介)(第一六〇〇号)
 国民負担増なしに安心できる医療保険制度の拡充に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一六〇一号)
 同(日森文尋君紹介)(第一六〇二号)
 同(大島敦君紹介)(第一六七八号)
 患者負担の再引き上げ中止、安心してかかりやすい医療に関する請願(瀬古由起子君紹介)(第一六〇三号)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(逢沢一郎君紹介)(第一六〇四号)
 同(赤松正雄君紹介)(第一六〇五号)
 同(浅野朋人君紹介)(第一六〇六号)
 同(伊吹文男君紹介)(第一六〇七号)
 同(枝野幸男君紹介)(第一六〇八号)
 同(大原一三君紹介)(第一六〇九号)
 同(岡下信子君紹介)(第一六一〇号)
 同(岡田克也君紹介)(第一六一一号)
 同(鍵田節哉君紹介)(第一六一二号)
 同(亀井久興君紹介)(第一六一三号)
 同(河村建夫君紹介)(第一六一四号)
 同(菅野哲雄君紹介)(第一六一五号)
 同(木島日出夫君紹介)(第一六一六号)
 同(小池百合子君紹介)(第一六一七号)
 同(古賀一成君紹介)(第一六一八号)
 同(今野東君紹介)(第一六一九号)
 同(佐藤敬夫君紹介)(第一六二〇号)
 同(坂井隆憲君紹介)(第一六二一号)
 同(杉山憲夫君紹介)(第一六二二号)
 同(瀬古由起子君紹介)(第一六二三号)
 同(中山太郎君紹介)(第一六二四号)
 同(長勢甚遠君紹介)(第一六二五号)
 同(萩野浩基君紹介)(第一六二六号)
 同(春名真章君紹介)(第一六二七号)
 同(福島豊君紹介)(第一六二八号)
 同(藤木洋子君紹介)(第一六二九号)
 同(榊屋敬悟君紹介)(第一六三〇号)
 同(松本善明君紹介)(第一六三一号)
 同(三井辨雄君紹介)(第一六三二号)
 同(武藤嘉文君紹介)(第一六三三号)
 同(保岡興治君紹介)(第一六三四号)
 同(柳澤伯夫君紹介)(第一六三五号)
 同(山名靖英君紹介)(第一六三六号)
 同(山元勉君紹介)(第一六三七号)
 同(横光克彦君紹介)(第一六三八号)
 同(吉井英勝君紹介)(第一六三九号)
 同(甘利明君紹介)(第一六七九号)
 同(小野晋也君紹介)(第一六八〇号)

同(大石正光君紹介)(第一六八一号)
 同(大島敦君紹介)(第一六八二号)
 同(大野功統君紹介)(第一六八三号)
 同(上川陽子君紹介)(第一六八四号)
 同(木村義雄君紹介)(第一六八五号)
 同(黄川田徹君紹介)(第一六八六号)
 同(小西理君紹介)(第一六八七号)
 同(古賀正浩君紹介)(第一六八八号)
 同(五島正規君紹介)(第一六八九号)
 同(穀田恵二君紹介)(第一六九〇号)
 同(佐藤剛男君紹介)(第一六九一号)
 同(塩崎恭久君紹介)(第一六九二号)
 同(武山百合子君紹介)(第一六九三号)
 同(橋本太郎君紹介)(第一六九四号)
 同(谷川和穂君紹介)(第一六九五号)
 同(津川祥吾君紹介)(第一六九六号)
 同(三村申吾君紹介)(第一六九七号)
 同(宮下創平君紹介)(第一六九八号)
 無認可保育所への公的助成等に関する請願(五島正規君紹介)(第一六七一号)
 は本委員会に付託された。

四月十一日

安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増反対に関する意見書(新潟県上越市議会)(第三九一五号)
 安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増反対に関する意見書(新潟県柿崎町議会)(第三九一六号)
 安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増反対に関する意見書(長野市議会)(第三九一七号)
 安心の医療制度への抜本改革に関する意見書(愛知県知立市議会)(第三九一八号)
 安心できる医療制度への抜本改革に関する意見書(京都府綾部市議会)(第三九一九号)
 安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増反対に関する意見書(兵庫県伊丹市議会)(第三九二〇号)
 安心して医療を受けられる医療保険制度の抜本改革に関する意見書(香川県丸亀市議会)(第三九二二号)
 安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増反対に関する意見書(香川県満濃町議会)(第三九二二号)
 安心できる医療制度への充実・強化に関する意見書(愛媛県今治市議会)(第三九二三号)
 医療費の自己負担増を柱とする医療制度改革反対に関する意見書(北海道北広島市議会)(第三九二四号)
 医療保険制度改革に関する意見書(富山県婦中町議会)(第三九二五号)
 医療制度改革に関する意見書(静岡県長泉町議会)(第三九二六号)
 医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道森町議会)(第三九二七号)
 医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道上川町議会)(第三九二八号)
 医療制度の抜本改革を求め、負担増反対に関する意見書(山形県天童市議会)(第三九二九号)
 医療制度の抜本改革に関する意見書(前橋市議会)(第三九三〇号)
 医療制度の確立に関する意見書(千葉県議会)(第三九三二号)

<p>手県釜石市議会(第四〇〇二号) 児童扶養手当の抑案の見直しに関する意見書 (埼玉県和光市議会(第四〇〇三号)) 児童扶養手当制度の改悪を中止し、制度の拡充 に関する意見書(奈良県平群町議会(第四〇〇 四号)) 児童扶養手当の削減案撤回に関する意見書(島 根県益田市議会(第四〇〇五号)) 児童扶養手当の削減案撤回に関する意見書(佐 賀県唐野町議会(第四〇〇六号)) 児童扶養手当の削減案の撤回に関する意見書 (熊本県菊池市議会(第四〇〇七号)) 准看護師の看護師への移行教育早期実施に関 する意見書(東京都豊島区議会(第四〇〇八号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (北海道北見市議会(第四〇〇九号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (北海道美幌市議会(第四〇一〇号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (北海道北広島市議会(第四〇一一号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (北海道森町議会(第四〇一二号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (北海道上砂川町議会(第四〇一三号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (北海道白老町議会(第四〇一四号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (岩手県釜石市議会(第四〇一五号)) 食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書 (山形県長井市議会(第四〇一六号)) 食品衛生法の改正及び運用強化に関する意見書 (山形県天童市議会(第四〇一七号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (福島県浪江町議会(第四〇一八号)) 小児救急医療体制の充実・強化に関する意見書 (栃木県議会(第四〇一九号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (前橋市議会(第四〇二〇号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書</p>	<p>(埼玉県春日部市議会(第四〇二二号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (東京都新宿区議会(第四〇二三号)) 小児救急医療制度の充実強化に関する意見書 (神奈川県議会(第四〇二四号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (神奈川県三浦市議会(第四〇二四号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (新潟県新発田市議会(第四〇二五号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (山梨県都留市議会(第四〇二六号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (長野県飯田市議会(第四〇二七号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (長野県北御牧村議会(第四〇二八号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (静岡県三島市議会(第四〇二九号)) 小児救急医療体制の充実・強化に関する意見書 (愛知県議会(第四〇三〇号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (京都市議会(第四〇三一号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (大阪府守口市議会(第四〇三二号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (大阪府富田林市議会(第四〇三三号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (大阪府高石市議会(第四〇三四号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (兵庫県姫路市議会(第四〇三五号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (兵庫県伊丹市議会(第四〇三六号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (兵庫県宝塚市議会(第四〇三七号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (愛媛県今治市議会(第四〇三八号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (愛媛県宇和島市議会(第四〇三九号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (長崎県議会(第四〇四〇号))</p>	<p>小児救急医療制度の充実強化に関する意見書 (熊本県議会(第四〇四二号)) 小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書 (大分県別府市議会(第四〇四三号)) 食品安全行政の確立に関する意見書(徳島県議 会(第四〇四三三号)) 小児医療体制の充実に関する意見書(埼玉県議 会(第四〇四四号)) 食品衛生法の改正・運用強化に関する意見書 (北海道鶴川町議会(第四〇四五号)) 食品衛生法の改正・運用強化等に関する意見書 (栃木県議会(第四〇四六号)) 女性の年金制度の改善促進に関する意見書(北 海道北広島市議会(第四〇四七号)) 女性の年金制度の改善促進に関する意見書(愛 知県知多市議会(第四〇四八号)) 女性の年金制度の改善促進に関する意見書(三 重県四日市市議会(第四〇四九号)) 新規中学・高校卒業業者等の雇用促進・確保に 関する意見書(大阪府議会(第四〇五〇号)) 積極的な雇用対策に関する意見書(富山県議会 (第四〇五一号)) 積極型雇用対策の確立に関する意見書(熊本県 議会(第四〇五二号)) 積極的な雇用対策の早期確立に関する意見書 (前橋市議会(第四〇五三号)) 誰もが安心してよい医療を受けられるための制 度改革等に関する意見書(埼玉県議会(第四〇 五四号)) 誰もが安心してよい医療を受けられることに関 する意見書(佐賀県武雄市議会(第四〇五五号)) 誰もが安心してよい医療を受けられることに関 する意見書(佐賀県鹿島市議会(第四〇五六号)) 地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道北 見市議会(第四〇五七号)) 地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道滝 川市議会(第四〇五八号)) 地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道北 広島市議会(第四〇五九号))</p>	<p>小児救急医療制度の充実強化に関する意見書 (熊本県議会(第四〇六一号)) 地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道島 牧村議会(第四〇六一号)) 地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道北 見市議会(第四〇六二号)) 地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道北 見市議会(第四〇六三三号)) 地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道東 川町議会(第四〇六四号)) 地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道東 川町議会(第四〇六四号)) 地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道南 富良野町議会(第四〇六五号)) 地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道占 冠村議会(第四〇六六号)) 地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道遠 軽町議会(第四〇六七号)) 内部障害者に対する助成施策の充実に関する意 見書(徳島県議会(第四〇六八号)) 難病対策と小児慢性特定疾患対策の医療費助成 制度の存続に関する意見書(大阪府富田林市議 会(第四〇六九号)) 難病対策及び小児慢性特定疾患対策の一層の充 実に関する意見書(長崎県議会(第四〇七〇号)) 乳幼児医療費助成事業に対する国庫補助制度の 創設に関する意見書(長崎県議会(第四〇七一 号)) 被保険者及び患者への負担増反対、医療制度の 抜本改革に関する意見書(北海道南富良野町議 会(第四〇七二号)) 負担増反対、医療制度の抜本改革に関する意見 書(北海道北見市議会(第四〇七三三号)) 負担増反対、医療制度の抜本改革に関する意見 書(北海道東川町議会(第四〇七四号)) 負担増反対、医療制度の抜本改革に関する意見 書(北海道占冠村議会(第四〇七五号)) 負担増反対、医療制度の抜本改革に関する意見 書(北海道白老町議会(第四〇七六号)) 雪印食品従業員雇用を守ることに 関する意見書(北海道森町議会(第四〇七七号))</p>
--	--	--	---

労働者の雇用対策・拡充強化に関する意見書
(東京都豊島区議会)(第四〇七八号)
労働者の雇用・失業対策並びに中小企業対策の
強化に関する意見書(愛媛県今治市議会)(第四
〇七九号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(北海道美唄市議会)(第四〇八〇
号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(北海道北広島市議会)(第四〇八
一号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(北海道森町議会)(第四〇八一号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(北海道上砂川町議会)(第四〇八
三号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(北海道白老町議会)(第四〇八四
号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(岩手県釜石市議会)(第四〇八五
号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(福島県浪江町議会)(第四〇八六
号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(茨城県取手市議会)(第四〇八七
号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(栃木県石橋町議会)(第四〇八八
号)
ワークシェアリングの導入で積極型雇用対策の
確立に関する意見書(千葉県議会)(第四〇八九
号)
ワークシェアリング導入による雇用対策の確立
に関する意見書(神奈川県三浦市議会)(第四〇
九〇号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(神奈川県座間市議会)(第四〇九
一号)

一)号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(長野県飯田市議会)(第四〇九二
号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(長野県北御牧村議会)(第四〇九
三号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(静岡県雄略町議会)(第四〇九四
号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(京都市議会)(第四〇九五号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(大阪府富田林市議会)(第四〇九
六号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(兵庫県宝塚市議会)(第四〇九七
号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(奈良県議会)(第四〇九八号)
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(福岡県稲築町議会)(第四〇九九
号)
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八二二号)
○森委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、中小企業退職金共済法の一部を改正
する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として厚生
労働省労働基準局長日比徹君及び国土交通省大臣
官房審議官竹蔵誠君の出席を求め、説明を聴取い
たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)
○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そ
のように決しました。
○森委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。大島敦君。
○大島(敦)委員 民主党の大島敦です。きょうは、
中小企業退職金共済法の改正案についての審議を
させていただきます。
まず冒頭、今回の対象となる勤労者退職金共済
機構について、政府参考人から、その機構の役割
について伺わせてください。
○日比政府参考人 退職金共済機構の役割なり概
要について申し上げます。
現在、勤労者退職金共済機構と申しております
が、その発足は、昭和三十四年に中小企業退職金
共済事業団として発足いたしました。その後、建
設業退職金共済組合等と一緒に経過して
おりまして、平成十年に、中小企業退職金共済事
業団、建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合
が統合して、現在の勤労者退職金共済機構の設立
に至っております。
その役割でございますが、一般の中小企業退職
金共済事業は、中小企業の事業主が掛金を納めて、
その従業員の退職金につきまして事業団あるいは
現在の共済機構と共済契約を締結する。その共済
契約等につきまして、これを管理し、掛金の運用
等も行い、しかるべき定められた退職金を払って
いくという役割をこの機構が担っております。
なお、平成十年以降におきましては、先ほども
申し上げました特定業種退職金共済事業、建設業、
清酒製造業及び林業でございますが、ほぼ同じよ
うな仕組みの退職金共済事業につきまして、その
運用の任に当たっておるということになっており
ます。
○大島(敦)委員 それでは、この勤労者退職金共
済機構の、中小企業退職金共済制度、そのほか特
定業種退職金共済制度、二つの共済制度があると

思いますけれども、この対象従業員数と総資産額
について伺わせてください。
○日比政府参考人 一般の中小企業退職金共済制
度に係ります資産は、現在約三兆円でございます。
特定業種の方につきましては、ちょっと今数字を持
ち合わせておりません。
それから、この機構の職員数二百七十三人でご
ざいます。これも一般の中退金と、これとの仕
分けというのが、ちょっと今手元に持っておりま
せん。総務部等がございまして、兼任の分をどう
するか等がございまして。
それから、加入状況でございますが、一般の中
小企業退職金共済事業の方は、加入の事業所ベ
ースで四十二万、従業員数ベースで二百七十二万
くらいということになっております。特定業種の方
につきましては、建設業で、事業所で十六万三千
ほど、対象従業員数で二百七十七万ほどというよ
うな状況でございます。
○大島(敦)委員 そうしますと、一般の中小企業
退職金共済制度の対象従業員数が二百七十万人ぐ
らい、総資産が三兆円ですから、大体三兆円という
総資産は、中堅の生命保険会社と同じぐらいの総
資産額であると考えます。一般の中小企業退職金
共済制度二百七十万人、そのほか特定業種退職金
共済制度二百七十万人、そのほか特定業種退職金
共済制度の非常な恩恵にあずかっていると考
え、五百万人程度の非常に多い従業員の方が、この共済制
度の対象となっておりまして、それも特に中小企
業の従業員が対象でございます。ですから、この機
構の担っている役割は非常に大きいと考えます。
ちなみに、昨年この場で御審議しました厚生年
金基金が加入者数が一千万人、もう一つの税制適
格年金が一千万人ですから、それに比べても、こ
ちらの厚生年金基金なりあるいは税制適格年金が
大企業も含めた年金制度で、この勤労者退職金共
済機構が担っている共済制度というのは、中小企
業に限定して大体五百万人弱の方が制度に加入さ
れているということは、非常に大きな影響を持つ

法案の審議であると考えます。

今回の改正のポイント、運用利率を上下、上げたり下げたりできることを、この国会の審議ではなく政令に基づいて行うというのが今回の改正のポイントであると考えております。

この予定運用利率を見直すという事は非常に大きな影響を及ぼすことから、民間の生命保険会社ですと、運用利率を上げたり下げたりするという事はなかなか今のところはしておりません。そしてもう一つ、例えば、今回の流れ込みが予想される税制適格年金、これから十年後にはこの制度はなくなってしまうんですけども、税制適格年金においても、会社と信託銀行あるいは生命保険会社が契約している予定利率を下げるといはいは上げるに関しては、一社一社、会社に向き、そしてその了解を得ないと予定運用利率は変えることができません。

今回のこの予定利率を上げたり下げたりするという事は、例えば定期預金のお金を預けていて、その預金金利を下げることも匹敵するぐらい非常に重要な問題であると考えております。今回、国会での審議が不要となり、政令で変更できることにするには十分なチェック機能が必要であると私は考えるんですけども、そのところの所見を伺いたいと思います。

○狩野副大臣 最近の経済及び金融情勢の変化の状況にかんがみ、将来の資産運用の実績について確実な見通しを立てることは大変困難であります。このために、経済及び金融の変化に的確に対応し、予定運用利回りに基づく退職金の額を機動的に見直すことが可能となるよう、これを政令で定めることにいたしました。

政令で定める退職金額の見直しを行う際には、関係審議会において検討いただくとともに、中小企業退職金共済制度の財務状況等について積極的に情報公開等を行うことにより、十分に議論の透明性を確保するように努めてまいりたいと思っております。

○大島(教)委員 今回の私の議論というのは、やは

り三兆円の総資産を運用しておりまして、この三兆円の利回りを三%から今回は一%に下げ、今後下げたり上げたりすることに關しては政令で定めるということですから、国会での審議が必要なくなるわけなんです。

例えば、先ほど私が申し述べました適格年金については、下げるに關しては相当嫌みを言われるわけです。嫌みというのは、金融機関の方が会社に向いて、今度下げたいんですけどもと言われると、どうして下げるのか、そういうことを相対問われるわけなんです。したがって、経営に対するチェックというのがそのときに入るわけなんです。今回の、五百万人弱が入っているこの共済の制度、そして三兆円という金額に対して、それが十分に責任を持って議論できるかということが一番ポイントになると考えております。

審議会の議事録も目を通させていたいただきました。非常にいい議論が行われている。私もよくわかります。しかしながら、この審議会での議論のみでいいのか、あるいは審議会のみで十分と思いいのか、そのところを伺わせていただければ幸いです。

○坂口国務大臣 御指摘をいただきました点は非常に大事な点だと私も思っているわけでございます。金利を上げる、下げるといふことを政令で定めていくということになりますと、本当に皆さん方のお声を十分に反映させることができるのかどうかという御指摘が当然あるというふうに思いますが、私もこれを最初聞きましてときにそう思いました。

それで、今考えておりますのは、審議会がございしますが、今までもいろいろなことをやっておりまして、金利等の問題につきましても、そこで積極的にひとと議論をしていただく、そして大卒のところはそこで御了解をいただく。そしてまた、この審議会につきましては今まで公開ではなかったわけでございますが、今後は公開をして議論の内容を明らかにしていく。そうしたことを行いまして、

そして、この上下、大変大事な問題でございますので、オープンにしながら議論を詰めていただいで決定をしていくということが大事ではないかというふうにも思っている次第でございます。

○大島(教)委員 私も今回の改正案を勉強させていただきまして、利害関係者であるお金を拠出している会社の経営者の方、あるいは退職金を受け取る予定である従業員の方、この利害関係者の声を、こういう予定利率の変更あるいは重要事項の変更にかにかかわらせることが可能であるかという事は考えたんですけども、なかなかいい結論が出てこないです。ここに加入されている方は、従業員規模も十人とか百人とか非常に小さな会社、従業員の方も非常に忙しく働いていらっしゃる方ですので、その意見をどうやってくみ上げるというところが非常に悩んだところでございます。

したがいまして、今坂口厚生労働大臣がおっしゃられた、審議会の議論というのを公開にするということには非常に重要なことだと思います。それは、読む人は非常に限られた人かもしれませんが、興味を持って読むわけですから、非常にいい意見が反映されたり、あるいは議論も大きくぶれたりもしないのかなと思っております。

公開についてなんですけれども、それは、こういうような委員会の議場に一般の方が傍聴に参加できるのか、あるいは議事録を、これは今でも、勤労者退職金共済機構のホームページですと情報公開が非常に進んでいます。私もこれを全部とって、目を通させていただきました。委員会、審議会の議事録もすべてオープンにされていまして、財務諸表も非常に細かいところまで出ていらっしゃる。特に、一番触れたくないような、どのような理事の方がいるんですよ、その前職の、例えば労働基準局長だつたり地方の局長だつたりするような余り触れたくないこともすべてオープンにしてあるものから、非常に好感を持って、こちらの方のホームページ上で出ているこの共済の情報公開、読ませていただきました。

議事については、こういう委員会での、審議会での議事を公にして、傍聴が可能だということな理解でよろしいでしょうか。

○坂口国務大臣 そのように理解をしていただいで結構かと思えます。

今までの内容につきましては後ほど公開をいたしておりますが、審議会そのものを公開していませんので、これからそういうふうにしたというふうにも思います。

○大島(教)委員 もう一つは、意見をどうやって反映していくかということだと思っております。審議会の方も、五人、五人、五人で、十五人で今審議しております、多くの方がいろいろな意見を多分言いたくなるケースもあるかと思う。そうすると、その場合に、パブリックコメントを公に審議会とつて、議論に付した方がいいのではないかと私は考えるんです。パブリックコメント、これは今よくインターネット上で、今回こういう法律をつくるんだけど何か意見ありませんかというのを聞いたりもしているんですけども、そういうようなことが必要かどうか、あるいは進める方向であるのか、お答え願えれば幸いです。

○狩野副大臣 制度の改定に際しましては、審議会でも御議論をいただいておりますけれども、委員の御指摘というのは、加入している企業や従業員の意見を直接反映させるべきだということだと思いますけれども、加入者の数を考えますと、本当に、加入労働者は二百七十二万人でございますので、その意見を集約することは大変困難であると思えます。

いずれにいたしましても、加入者の方々の意見を反映させることがとても大事なことで、どうに考えておりますので、今までも心がけてまいりましたけれども、さらにその方法等についても今後検討してまいりたいと考えております。

○大島(教)委員 その具体的な方向なんですけれども、この議事録を読みますと、パブリックコメントを集めた方がいいのではないかと

な御発言も審議会の議事録の中にあつたものですから、一つの方法として、コストもかからないで、幅広い意見を集めるためには必要なのかなと。ただ、パブリックコメントを集める際には、例えば、記名にして、その方が共済制度に加入していることを条件にするとか、そういうのは必要なのかなと思うんですけども、具体的にそういう方向で考えていらっしゃるのか、あるいは考えてもいいのか、その辺を教えてくださいなければ幸いです。

○日比政府参考人 ただいまのパブリックコメントの件でございますが、私も、例えば法令改正等に当たっては、パブリックコメントに付するというのを原則的に行っております。現在、パブリックコメント方式自体、そういう一定の限られた場合でやっておるのは事実でございますが、なおいろいろな、案をつくる、あるいは物事の制度の運用等、あるいは必ずしも制度と関係なくとも、いろいろな形で世の中の声というものを事前に幅広く拾う非常にすぐれたやり方ではないかというふうにも思っております。

これは、どの範囲でどのように運用するか等のごとでございますので、直ちにいろいろな事柄についてすべてということではございませんけれども、パブリックコメントという方法をできるだけ拡大して用い、世の中の御意見というものを十分私どもとしても存じ上げる機会に使いたい、そういう方向で取り組んでまいりたいと考えております。

○大島(敦)委員 済みません、大臣にちよつと確認したいんですけども、今回の審議会でこの議題として、予定運用利率の変更は重要事項として今後も必ず審議会で議論に付す、そういう理解でよろしいでしょうか。

○坂口国務大臣 具体的に細かな点まで、どここの株をどうするか、そうしたことはそこでは議論にはならないと思えますけれども、今後の大筋、それをどうするかといったことにつきましては、審議会にかけて、審議会の御議論をい

ただいて御賛成を得たい、そう思っております。○大島(敦)委員 今の御発言なんですけれども、大筋というところは、予定運用利率の変更も含まれるということで御理解させていただきました。そしてもう一つは、予定運用利率の変更、これは事後のものなわけですね。やはり契約するときが一番大切でございまして、どういう契約をするのか。中退金の契約書とかパンフレットというのは、私が昔見たのは、幾らお支払いすると十年後、何カ月後には幾らぐらいたただけますよ、そういうようなパンフレットになっていくかと思えます。やはり、予定運用利率が変更になりますよということとは、必ず加入時に説明しておいた方が誤解を生まないのかなと思うので、いかかでしょうか。

○狩野副大臣 予定運用利率の変更があり得るということとは、パンフレットなどによってお知らせをしております。また、予定運用利率の変更があつた際には、加入事業主の方々に改正の内容を送付してきております。○大島(敦)委員 ありがとうございます。今回、共済制度の中で、予定運用利率の改正を政令で決めることができる。ほかに政令で決めることができる内容として、例えば、短期の加入者の方がいらつしやると思いますが、一年未満の方、二年未満の方。短期の加入者の受取金額についても政令で定めることができる、そういう理解でよろしいでしょうか。

○日比政府参考人 短期の加入、要するに加入期間が短期の場合ということでございますが、今般御提案申し上げている法律案といえますか、従来の法律もそうでございまして、例えば、十二カ月未満の、いわゆる掛け捨てといえますか支給額がゼロとなる部分、その後の、要するに四十三月を超えるまでの部分については、原則として法律で書いておきますので、要するに掛金相当額で、政令で定めることにはなりません。○大島(敦)委員 そうしますと、政令で定めるこ

とができない中に、例えば、加入してから十二カ月未満で従業員の方が退職された場合にはその退職金は受け取れない、あるいは十二カ月から二十三月月の期間については掛金よりも若干少ない金額しかお支払いできない、そういう理解でよろしいでしょうか。○日比政府参考人 今、委員御指摘のとおりでございます。なお、先ほど答弁にちよつと誤りがございました。先ほど間違つておりましたのは、十二カ月未満とか四十三月までの部分について、原則として法律で書いて、掛金相当額であるとか掛金より少ない、それから四十三月を超えますと掛金に利子をつけて、そういう原則が書いてございまして、実際の金額そのものは、法律で書いたやり方で額は政令で定めます。

それで、原則的なことを申し上げますと、先ほど委員御指摘のとおりでございます。掛け捨ての部分、それから掛金よりちよつと少ないといえますか、それから掛金相当額、それから四十三月を超えまして利子がつくといえますか、そういう構造で、具体的な額は政令でということになるという予定でございます。○大島(敦)委員 今後の考え方の方向の議論なんですけれども、今の働き方というのは、御承知のとおり、会社に入つてから一生懸命というよりも、いろいろな会社を渡り歩いていく。あるいは、パート労働のように長期の雇用が確保されないケースも非常に多いと思えます。したがって、ここに書いてある掛け捨ての部分、十二カ月未満の部分、あるいは少なくとも支払われる部分というのは、今の現状にはマッチしていないのかと。これまでの日本というのは、やはり、同じ会社に入つたら技術を習得するまでは会社についていたに比べて、できるだけ長く働いていただいた方が会社にとつても従業員にとつても非常に幸福であつた。しかしながら今は流動性を、労働の移動でできるだけ流動化させるといふのか、移り変わるのが非常に多くなつてきているものですか、この法律

を将来的に見直すという方向で考えたいと思うので、すけれども、坂口厚生労働大臣の所見を伺わせていただければ幸いです。○坂口国務大臣 おっしゃることはよく理解できます。勤続期間が短い人に対しては退職金を支給しないとか、あるいはまた勤続期間が長い人に比べて支給額が少ないとかということに今なつていっているわけで、この中小企業退職金共済制度につきましても、これに準じてやっていると聞いております。御指摘のように、これから先のいわゆる勤労形態と申しますか、働き方というものがだんだんと変わつてきて、今までの長期雇用ではなくて非常に流動性が高まつてきたときにどうするかという問題は、これから起こってくるだろうというふうにも私も思います。

労働市場の流動化に適応したこの制度というものを一般の企業が取り入れてくるということになつてくれば、それにまた準じてこちらの方も変えることができるのかなというふうにも思っております。今、このところまで正直なところ至つておりましたが、今後の流動化の状況等を見ながら検討したいと思っております。○大島(敦)委員 わかりました。企業にとつては、確かに、退職金規程を設けて、三年を超えたら退職金を支払う、これは一般的であると思えます。一年目、二年目、三年目を超えたらお支払いする。しかしながら、企業での資金というのは、その間は拠出はしていないわけですね。この中小企業退職金共済制度においては、企業は加入した一カ月目から資金を拠出しているものから、掛け捨ての部分というのが十二カ月あつたとすると、結構な金額、例えば一百万円だとして十二万円、三万円だとして半分、半分は多分の方が負担しておりますので、一千万円でも十二万円ですから結構な金額が掛け捨てになつてしまふおそれがあると思うんですけども、そ

この金額について、企業に返すとか、あるいはどういうお考えなのかというところを伺わせていただければ幸いです。

○日比政府参事人 まず、一年未満の場合の掛金の問題でございますが、これは、仮にその退職が企業の事情、要するに本人の自己都合でない場合には、通算することもできる規定になっておりまして、必ずしも常に掛け捨てになるというものはございません。

ただ、今御指摘のように、掛金を負担した企業にとつては、その従業員に退職金をいわば渡せなかった、あるいは負担がそのままになるということとは事実でございます。

ところで、掛金の掛け捨て部分あるいは退職金の額としてまだ利子がかからない期間の部分、そのことにつきましては、その部分でいわば剰余が生まれるといえますか、これを運営する側からいけば、実は剰余が生まれる。そして、その部分というものが、現在はこの退職金の給付の方の財源にそのまま充当する。そして共済制度でございますので、実は個別企業ごとの制度をベースにして全体の制度設計はいたしますとともに、やはり企業間の共済ということで最終目的である退職金の支給の財源に現在充てておりますし、それは一つのやり方であろうというふうに思っております。

○大島(敦)委員 そのところは、今後、時代に合った検討をしていただきたいと考えます。

今回の勤労者退職金共済機構というのは、昨年の十二月に出ました特殊法人等整理合理化計画の中で、独立行政法人にするという方向が決まっております。

厚生労働省管轄でも多くの事業団あるいは協会、機構が独立行政法人化するという方向で決まっております。こちらの昨年の閣議決定によりますと「原則として平成十四年度中に、法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成十五年度には具体化を図ることとする」ということが決まっております。

私もサラリーマンを十九年間やってきましたから、組織防衛というのはやはり各部署あるわけなんです。そうしますと、独立行政法人化するというのは、大臣の相当な情熱とチェック、あるいはそのやる気が、やる気というのかな、それはちょっと失礼な表現なんですけれども、あるいはその指導がないと、なかなか思ったとおりの独立行政法人にはならないおそれがあるかもしれませんので、そのところの坂口大臣の御決意をお聞かせください。

○坂口国務大臣 今お話をいただきましたとおり、原則として平成十四年度中に法律上の措置その他の必要な措置を講じて、平成十五年度には具体化を図る、こうなっているわけでございまして、ことしじゅうに大体その方向性を出さなきゃならないということでございます。

独立行政法人のお話が出ましたが、現在言われておりますのは、そうした方向性が可能性として非常に高いということでございます。

独立行政法人なるものも、これもその中身をどうするかということも非常に大事だということふうに思いますが、独立行政法人は、この問題だけではなくて、大体、今回あります他の省庁のものも含めて多くのものが候補として挙がっているわけでございまして、それをひとつ、横もらみながらと申しますか、今申しておりますのは、独立行政法人に変えた、やはり変えただけの値打ちがある、やはりなぜ変えたのかということがわからないように名前だけ変えたというのでは何にもなりませんから、独立行政法人になったら国民の側から見るとどういうメリットがあるのかということが明確にできるようにすべきだということをご主張しているところでございまして、そうしたことを踏まえてこの独立行政法人化というのは進むものというふうに思っております。

具体的に今まだ言える段階でございませぬが、何とかそうした方向性で独立行政法人というものを考えていかなければならないと思っております次第でございます。

○大島(敦)委員 独立行政法人化しますと、独立行政法人のトップは大臣が任命されまして、独立行政法人のトップになられた方がその役員を自分で選任するという、非常に強い権限を持つような仕組みでございます。もちろん、そこには目標設定とその目標に対する到達度のチェックというのが入りますから、非常にその業績が問われる法人でもございます。

そうしますと、私はいつも、先ほどの冒頭、政府参事人の日比局長の方から、この中小企業退職金共済制度そしてこの機構は、もう設立してから相当の年月がたつていっているわけでございます。もう四十年ぐらいたつております。しかしながら、役員の中で、理事の中でこの機構の出身の方は極めて少ない、今一人しかいないんです。やはり、大企業があつて関連子会社があつて、どうしても役員経験者が社長として皆さん天下っていくようなのがこれまでの日本の大企業の仕組みで、なかなか子会社の人たちのやる気を盛り上げるというのが難しかったんです。

やはり、将来役員になれる、あるいは理事になれるという目標があつてこそ、その従業員の方、今二百七十人ぐらいいらっしゃる従業員の方が精いっぱい仕事をしてくれらると思うんですけれども、その辺の、私としては、もう少しこの御出身の方をふやした方がいいのではないかなど。あるいは、大臣としては、そうじゃないよ、やはりもっと適切な方がいらつしやるから、今の理事の方はそちらの人にお願ひしているんだよ、そういう意見もあるかと思ひますけれども、その辺のお考えを伺わせてください。

○坂口国務大臣 やはり企業のやる気をどう起こすかということが一番大事でございますし、一般の企業でもそうでございまして、独立行政法人な場合も当然同じでございます。

やはりこれは非常に関係すると思うんですね。私もかつて赤十字におりましたけれども、もともと赤十字の職員の方が上に行くということがなかなか難しく、地方におきましても、局長さんです

とか偉い人は皆、県あたりから天下ってくる。というふうなことになりますと、どうしてもやはりやる気に影響してくることは事実でございます。ですから、現在のところ一人入つていられるわけでございますが、全体の中でその割合をふやしていくということは大事なことだというふうに思っております。それは全部を進めるといふわけにはなかなかいかないわけでございまして、全体の中で一人一人というのは割合として少ない。もう少し、これは立派な人があればの話でございますけれども、多分、優秀な人材を育てなければなりませんし、育つた場合には、それはやはり引き上げるといふ努力をしていかなければならない、そう思っております。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。この理事の方の御出身を見ますと、旧労働省の労働基準局の方が多かったり、あるいは各省庁から一名ずつ入つてきたりして、やはりその機構御出身の方が、専門知識、深くわかつているものから、その御出身の方の適切な方がいらつしやたらその枠を広げていくという大臣の御発言は、非常に重く受けとめさせていただきます。そして、これは非常に難しいんですけれども、今までも、中央官庁の役人の方の定年は六十歳であつても、その前に、大企業でもそうだけれども、出向していく、転籍していくということが多く行われてきたものですから、今後、厚生労働省関係の各機構とか協会についても、今の大臣のようなお考えというのは踏襲されるということではよろしいでしょうか。

○坂口国務大臣 今後どうしていくかということについては、厚生労働省の中の人事のあり方ということも私は絡んでくると思うんですね。非常に早く、五十歳代前半ぐらいなところにいるのところに、出向されるといったことが続いたりいたしておりますが、できる限り、やはり厚生労働省の中で長くお勤めをいただけるような体制にしていこうということが大事であつて、そういったしますと、関連のところに対しましては、それぞれ優秀な人があ

ればそれを引き上げることができるということにもつながってくるわけでありますから、私は、こういうふうな高齢化されてまいりましたし、今までのように余りにも早く外に出るということなどはだんだんやほりなくしていかなければならないのではないか。省内でも、何か話がありますように、そういうことを言っているわけでございます。

私が国会に初めてお邪魔しましたころには、四十歳代後半、四十七、八歳ぐらいなときに既に他のところのいろいろ出向される、あるいはまた単なる出向ではなくて他のところの役職につかれるというようなことがございまして、最近はそのようなことは多分なくなってきたというふうな思いをすけれども、それでもなおかつ、まだ、現在のこの高齢化の中から考えますと、もう少し長く、課長さんなり局長さんなりあるいは係長さんなり、それぞれの立場で努力をしていただくという形にしていこう。そういう方向性とあわせての検討が私は大事ではないかというふうに思っております。

○大島(教)委員 今の各事業団、機構、協会の御出身の方の役員の数をふやすという問題と、今大臣がおっしゃられた、省の中、中央官庁の中の勤務年数をふやすという問題、私もこれは非常に難しい問題だと思っております。

私の知り合いの中央官庁の課長の方とお話ししたところ、若手のモチベーションを上げるのが非常に大変だとおっしゃっておいりましたので、中央官庁においても、このところの働き方というのが、民間から登用されたり、民間に行ったり、そういう非常に流動化する方向に向かっているのかな、そういう実感を持っております。

幾つか質問があるのですけれども、今回の最後の質問として、資産運用等制度の責任を明確化するということがこの法案の中で盛り込まれております。資産運用について責任を明確化して、だれが責任を持つていくのかというような議論がございまして、そしてもう一つは、外部評価システムを

導入して、経営あるいは運用の健全性を評価するというのもございまして。

この辺の経営に対する評価制度について、多分、独立行政法人になりますとその委員会ができて、思いますけれども、この評価システムあるいは責任の明確化についてどういうような体制で臨まれるのか。法律がまだできていないから、法律ができてから検討しますよということかも知れませんが、けれども、伺わせていただければ幸いです。

○狩野副大臣 委員御指摘のように、これは大変重要な問題であります。特に、勤労者退職金共済機構における資産というものは退職金給付の原資となるわけでありまして、その運用は大変大事なことであります。

このために、本法律案においては、機構に対して運用の基本方針の策定を義務づけることにより、運用目標等を明確にするとともに、資産運用を担当する役員等の行為基準を規定することにより、資産運用の主体としての機構の責任を明確にすることとしております。

また、資産運用に当たっては、外部の専門家も含めた事後評価を行うこととしたところでありまして、これにより、運用の健全性をチェックする体制を充実させることとしていきたいと思っております。

○大島(教)委員 ありがとうございます。

この中小企業退職金共済制度、今、年間三万人の方が支給を受けて、十年間の勤務で大体百二十万円強の支給を受けている制度でございます。私としては、非常に弱い立場にある中小企業の従業員の方が少なくとも退職金をしっかりと受け取れるこの制度を、ぜひ今後も拡充していただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○森委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後一時開議

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鍵田節哉君。

○鍵田委員 民主党・無所属クラブの鍵田でございます。

坂口厚生労働大臣には、連日、大変御苦労さまでございます。また、森英介委員長のもとで質問をさせていただくのも大変光栄でございます。よろしくお願いをいたします。

本日は、中小企業退職金共済法の一部改正案の質疑ということでございますが、基本的に、この中退金の質疑につきましては、同僚の大島議員が質問をされましたので、若干私が懸念をしておりますことを聞かせていただいて、後ほど、この同じ機構を取り組んでおられます建設業の退職金共済事業につきましても質問をさせていただきます。

私は、昭和三十四年にこの中退金法が施行されましたときに、ちょうど労働組合を指導する立場で運動をしておりました。特に当時は、まだ中小企業は非常に退職金制度も十分ではない、また、あるところでも水準が非常に低い。さらには、決められた退職金規程も、中小企業でありますから、その基盤が大変脆弱であるというようなことで支給されないこともある、その退職金を確保することが大変難しい。特に倒産でありますとかリストラとかということが横行しておりましたから、そういう中でいかに退職金を確保するかということに腐心しておりました。

そういう意味では、この法律ができましたことを大変喜んでおったわけでございます。とにかく、私の加盟します労働組合に、この法律に基づいた退職金の制度を導入しろということで、ずっと各職場をオルグして回った一人でございます。年が経ちまして、今日、この中退金も大変普及をいたしました。年々充実をしております。このことを大変喜んでおるわけでございますけれども、しかし、まだまだこれにも加入しておらない退職金制度もあるけれども、企業の中では、あっても

それが十分担保されておらないというようなところもあるわけでございます。そういう意味では、この機構の果たします役割というものが大変重要であります。これから頑張りたいと思っております。

ただ、今回の改正で、予定運用利回りが、非常に水準が下がってきておることによって改定をされる。これも、一回の改定じゃなしに、今までも、何回にも分けて改定をされる。それも、今回は、三％であった予定利回りが一％に、一挙に三分の一になるわけでございます。そういうことを考えましたときに、将来の共済事業はどうなるのかという心配をしております。

これらにつきまして、先ほど大島議員の質問にもお答えになっておったわけでございますが、大臣の方からは、審議会などを公開して透明性を高めていくんだというお答えをいただいております。必ずしも、この審議会の付議事項に運用予定利回りというものが入ってこないということがあるわけでございます。そういうことを考えますと、やはりこの利回りにつきまして、審議会で確実に審議をするんだという担保が必要なのではないかということをお聞きを、できれば、大臣の方からそれについての確たるお答えをいただければありがたいというふうに思っております。

○坂口国務大臣 午前中にもお答えをしたところでございますが、そうした審議会の中で議論をしていくということはまさに大事だということに思っております。

審議をする項目の中に入っていないということでございますが、私もそこまでちよつと確認をいたしておりませんが、もし入っていないということであれば、それは明確に入れるようにいたします。そして、先ほども申しましたように、具体的にどういふところに預けるかとか、どこへどれだけの金を預けるかというような細かなことは、これはまたその専門のところによだねなければならぬというふうに思いますが、金利をどうするということ、あるいはまたどういふ運用をする

いった大枠の話につきましては、その審議会の中でひとつ議論をしていただくようにぜひしたいというふうにも思っております。

○鍵田委員 ぜひとも、その審議会の中で必ずこの運用利回りの見直しを、特に、今の水準、今度改正するのは一％ということでありますから、恐らく最低の水準になるのではなからうか。今度はそれが政令化されるわけでございます。私は、その政令化をするということにつきましては、一定の評価をしておるわけでございます。

もちろん、引き下げるときにも、一々国会で審議をしないといけないということでありませぬけれども、今後は政令で定めることによつて柔軟に運用することができるといふことになるわけでありませぬから、引き下げるときは柔軟に余りやらない方がいいとは思いますが、引き上げるときにも、金利水準が上がってきますと、やはり柔軟にそういうものを引き上げていけるようなことをする。そういう意味では、政令化も決して悪いことではないというふうには私は思っております。

そのかわり、政令で引き上げていくことが柔軟に行われるということが担保されなければこれは何にもならないわけでございます。引き下げのときはただ柔軟にやるけれども、引き上げのときにはかたくなに頑張りなされることまた困るわけでございます。その辺のことにつきまして審議会でも十分議論をして、そして、柔軟に引き上げる、そういうことにつきましてお答えを一つはいただきたいというふうには思います。

この金利の引き下げ、運用利回りの引き下げということによりまして、あるところの試算では、恐らく、三十年ぐらいの勤続で退職金をもらう場合に、百六十万ぐらいの水準が引き下げられるのではないかと、そういう試算もされておるといふことを聞いておりました。これはやはり、この対象になります中小企業の労働者にとりましては、大変厳しい環境に置かれるわけでございます。そういう意味では、運用利回りというものを一日も早

く改善をしていく、引き上げをしていくというふうな状況をつくっていかなくてはならない。

そのためには、もちろんこれは機構だけの責任ということではありませぬけれども、政府として現在の経済の運営、そういう面の失敗が今日の低金利を生み、そして運用利回りも非常に低い水準になってござるを得ないということになってきておるわけでございます。その辺の責任をやはり政府として明確にすると同時に、今後の運用に当たりまして、目標を明確化するか、外部評価システムを確立するか、またチェック体制を整備する、情報公開を徹底するか、ポートフォリオにつきましても外部の専門家の意見を踏まえて適切な作成をするとかいうようなことにつきましても、どのようにお答えになっておるのか。これらにつきましても大臣にお答えをいただければというふうには思います。

○坂口国務大臣 下げるときには手早くやるけれども、上げるときにはなかなかうまくやらないのではないかとというようなことを言われないうようにひとつしつたいと思っております。

本当なかどうなのかよくわかりませんが、一般銀行などでも、下げるべきの通知は早いけれども、上げるべきの通知は遅いというようなことがよく言われますが、そんなことがないように、政令にゆだねられたから安易に事をするというふうなことがないようにしていきたいというふうな思っております。これ以上本当に厳しい状況はないわけでございます。状況がよくなればまた早くもとに戻せるようにしなければならぬというふうな思っている次第でございます。

責任ということでございますが、景気が悪くなるのもよくなるのも政府の責任であるということになります。これは政府の責任ということもあつた時代でございます。日本だけの動向によつて決定されないう経済でございます。なかなか思ふようにいかない面もあります。しかし、現実問題として二千億円という欠損金が生じているこ

とも事実でございますので、この制度を今後も維持させていただくことになりませぬと、金利の問題も考えさせていただかざるを得ないということはお解りいただけるというふうには思っています。

ぜひ、今後も円滑な運営ができますようにしていきたいというふうには思っています。欠損金を一日も早くなくしまして、そして中小企業の皆さん方に安心をしていただけるようにしなければならぬと考へておるところでございます。

○鍵田委員 もう一つ、金利水準の回復と同時に、どのような取り扱いはされるのかということについて確認をしておきたいというふうには思っています。今、大臣の方から、二千億円を超える欠損金が出ておるといふふうなことでございますけれども、これ自身は、加入をしておる企業なり、また退職金の対象になります従業員の皆さんの責任でこういうことになったわけではございません。政府の経済運営の失敗とそれから機構の運用のまづき、こういうことも相まってこういうことになっておるんではなからうかというふうにも思っております。

したがって、これから金利水準が改善され、引き上げられてくるという状況のときに、それをすべて欠損金に充当するということだけでやるのではなしに、その中からももちろん幾ばくか足りないのこともわかってはいますが、やはり支給水準を引き上げるというところの方にも、引き上げるというよりも、恐らく支給水準が下がるのでありませぬから、それを回復させ、そういうことのために利益が出た分を充当していくんだということ、ひとつお考えをお聞きしておきたい。単に欠損金だけに充当するのではなしに、そちらの方にもうまくバランスをとって改善していくんだということにつきまして、御答弁をいただきたいと思っております。

○日比政府参考人 お尋ねの件でございますが、今後、この法改正させていただきます以後、単

年度収支をやつていった場合に剰余が出た場合、その剰余の処理の問題でございます。

この法改正に当たりまして、審議会でも御議論いただいたその議論も踏まえますと、剰余が出れば、その半分程度は、退職金の付加をすることができ、その半分程度でございますので、そちらの方の財源に充て、半分程度を、累積欠損の穴埋めといひませぬか、そちらに充てていくというのが当分の間の姿勢ではないかと、御意見もお願いをいたしており、私もそのようにやつていきたいと思っております。

○鍵田委員 ぜひともそのようにお願いをしておきたいと思っております。半分がいいのかどうかというのは、これはまた十分審議会でも御議論いただきたいと思っております。

それでは次に、機構の役員給与とか退職金の問題につきまして、実は平成九年の本法の審議のときにも私、当時松原政務局長でしたかにお聞きをしたと思うんですが、人の給与が高いとか安いかとかという議論をするのはいかがかというふうには私は思っております。余りそのことを議論するつもりはありませんが、三月十五日の閣議決定によりまして、何かこういう特殊法人などの給与さらには退職金などにつきまして引き下げをするという申し合わせをされたわけですね。それに基づいて、それぞれ四月一日からですか、改定をされるというふうにお聞きをしておるわけでございます。

では、閣議決定がなければそのままだったんじゃないかなというふうには、ちよつと余りそういうことを言うのはいかがかとも思いますが、どうも今までの特殊法人なりそういうところの役員の方、大変赤字が出て、税金をどんどん投入しておるような状況の中でも給与はそのままで、非常に高額な給与をもらつておられるというふうな実態があつたわけでありまして、この閣議決定がなければそのままだったんじゃないかなという気もせぬでもないんです。

やはり、これから独立行政法人になるわけであ

りますから、それらの運用の失敗なり不適切な運営があったり、また業績が芳しくないとかいうようなときには、役員の責任体制といえますか、そういうものも含めて、給与や退職金などにつきましても見直してみることができるといえるようなことにはしていかかか。

今回の場合も、四月一日から退職金も給与も引き下げることありますが、退職金なんかの場合は、もう何年も動議されておる人から見ますと、今やめられても全く関係がない、ほとんど関係がないというふうな実態になるわけでありまして、これらにつきまして、私はやはり、もともと、公務員もそうでありませうけれども、民間準拠ということでありませうと、システムも準拠でやっていたらだかなく、引き上げだけの幅を民間準拠でやられたんじやこれは困るんじやないかというふうにも思いますが、それらについてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○日比政府参考人 たいま御指摘の役員の給与、退職金の問題でございます。

今委員からも御指摘ございましたように、ことし四月一日から、理事長以下、役職ランクに応じまして一四％、一％云々と率が違ひますが、削減をされたところでございます。

なお、今後の問題でございますけれども、現在、特殊法人という形でございますが、今委員からも御指摘ございましたように、いづれ独立行政法人にするということで、現在その準備作業の過程でございます。

独立行政法人の場合には、その役員に対する報酬、退職手当につきまして、現在、独立行政法人通則法がございますが、その通則法におきましては、役員の業績が考慮されるものでなければならず、それから、独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならぬということになっております。役員につきましては、その業績が考慮された形で報酬及び退職手当が決められるべきもの、これが通則ということになって

おります。

今後、具体的に、準備過程におきまして、そういう報酬等についてどのようにしていくのかというのには十分検討していくべきものではないかと、既に御話も出ておりますけれども、今年度中に法律上の措置を含めてその措置を決め、十五年度から具体化する、そのスケジュールの中で報酬等の問題につきまして十分検討を加えてまいりたいと考えております。

○鍵田委員 ひとつそういう意味で、私の申し上げましたような方向で御議論いただきたいと思ひます。

取り急ぎ、あと一、二問、中退金の問題でお聞きをしたいと思ひます。

要は、前回の改正でよりポータビリティを持たすというふうな方向になったわけでありませう。中小企業の場合には廃業するところも非常に多いわけでありまして、二十年も三十年も勤められないというふうなケースも多いわけでありませう。したがって、やはり、自分が中退金に入りますと会社がかかりませう。その退職金制度の恩恵を受けられるというふうな、そして、長期にわたってこれに加入していくということが退職金水準を維持していく上において大変重要ではないかというふうにも思ひます。

年々加入企業も加入労働者もふえてきつつあるというところは統計上は出ておりますが、まだまだ未加入のところも多いわけございまして、A社からB社に移っていく場合に、A社では共済に入つておられるけれどもB社では入つておられないという場合には、このポータビリティがきかないということになるわけでありまして、そういうケースが非常に多いのではないかと、思うわけでございます。そういう意味では、やはり加入率を引き上げていく、そういうことによつて中小企業に働く労働者の福祉にも役立つ、そして退職金の水準を引き上げていくということにもつながるわけでありませう。

この機構から出されております資料では、一件

当たりの平均支給額が百二十四万とかお聞きをしておりますが、厚生労働省で出された一般の退職金の水準、こういうものからしますと、三十人から九十九人ぐらいの規模でも、三十年から三十四年ぐらまでのところでは一千万を超える退職金が支給されておることでありまして、水準で大きな格差があるわけございませう。やはり、加入年数が短い、大体十年弱ということでありませうから、このぐらいの水準にならざるを得ないのかなというふうにも思ひますけれども、ポータビリティをより充実していくことによつて加入月数があふえてくる、そして退職金水準も上がっていくということにつながるわけでありませうから、そういう意味で、加入企業なり加入労働者の率を上げていく、こういうことが大切なのではなからうか。

そういう意味では、やはり機構を初め関係する団体がござつて協力をして、そして加入率を引き上げていくということが労働者の福祉のために大きく役立つではなからうかというふうにも思ひます。この加入促進に向けての今後の方策についてどのようなことをお考えになつておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○狩野副大臣 委員御指摘のように、本当に、加入率が高まることによつてこの制度が有効に生かされるわけですので、加入率を高めるように私たちも努力をいたしてまいります。

現在、一般の中小企業退職金共済制度の加入状況は、平成十二年度末現在で、加入事業主が約四十二万事業所、そして加入従業員数が約二百七十二万人となつております。

本制度における加入促進策といたしましては、地方公共団体や中小企業団体、労働団体など関係諸団体及び関係者の協力を得つつ、制度の普及啓発を図ることが有効であるとともに、加えて掛金助成制度、これはいい制度でございますので、この一層の周知を図ることなどによつてその実効が上がるよう引き続き努めてまいりたいと思ひます。

○鍵田委員 大体それは今までやつてこられたこととおっしゃられたんではないかと思ひますが、やはり画期的に加入率を上げるための方策というのは、制度の魅力化というんですか、そういうものが一番大きなあれではないかと思ひますので、さらに魅力のある制度にして、そして各種の団体の御協力をいただくというふうなことも大切なものではなからうか。こういうことで、機構としましてもまた厚生労働省としましても、しっかりとその魅力を持たすということに努力をしていただきたいというふうにも思ひます。

それから、加入率もそうですが、掛金の引き上げということも大変大切なものではなからうか。先ほども言ひましたけれども、運用利回りがかかることによりまして非常な水準の低下ということにつながるかねないことなるわけでありませうから、むしろ、今五千円単位か何かで口数をふやしていくということもできるわけでありませうから、やはり、例えばモデル退職金のようなものを示して、そしてしっかりと掛金も引き上げていくということを取り組まない、なかなか充実した退職金水準が維持できないんじやなからうかと思ひますので、そのキャンペーンなどのあり方を十分工夫していただきたいというふうにも思ひますが、いかがでしょうか。

○狩野副大臣 中小企業退職金共済制度における退職金額は、掛金の月額及び掛金納付月数に応じて算定されることになっておりますので、退職金水準の向上のためには、加入期間の延長とともに、事業主が掛金の月額の引き上げを行うことが大変大事であるというふうにも考えております。

厚生労働省といたしましては、勤労者退職金共済機構とともに、事業主団体等を通じて、掛金月額の上昇を要請するとともに、掛金助成制度の一層の周知を図ることなどにより、今後とも掛金月額の上昇に努めてまいりたいと思ひます。

なお、勤労者退職金共済機構では、毎年十月を加入促進月間に設定し、集中的に加入促進活動

行うことにより、掛金助成制度も含めた中小企業退職金共済制度のキャンペーンを行っているところであります。

○鍵田委員 ひとつ、積極的なそういう取り組みをこれからも継続してやっていただきたいというふうに思います。

それでは、建退共の問題について質問をいたします。

実は、私はずっと建設関係の労使関係に興味を持っておりまして、ゼネコンを初め下請、孫請の労使関係のことにも今までもずっとかかわってきたわけでありまして。

建設産業というのは、本当に一握りの定期採用の従業員と、さらには定期ではないけれども職員になっておられる方と、それからゼネコンの現業職員と、これは同じゼネコンの中の従業員でも、その中でも身分差みたいなものがありまして、労働条件にも大きな格差がある。さらにはその下に下請や孫請があつて、むしろそっちの方が建設産業全体の中で働いている人数は圧倒的に多い。実際に建設の作業にかかわっておられるのは、この下請、孫請の人が多い。

そして、先ほど言ったゼネコンに採用されている人たちがというのは監督的な仕事しかしておられないというのが実態でありますし、労働条件につきましても、本当に、ゼネコンの一部の人は非常に手厚い労働条件が支給されておられるけれども、下請や孫請になりますと、非常に劣悪な労働条件のもとで、また労働環境のもとで働いておられる。労災事故に遭うのもこういう人たちが非常に多いわけでありまして、そういう人たちのために何らかの役に立ちたいということで今までもお手伝いをするような仕事をしてきたわけでありまして。

その退職金問題につきまして、実は数年前から私も委員会でも取り上げていたわけでありまして、建設業の退職金共済事業、建退共と言われるものがあることはもう皆さんも御承知だと思っておりますが、このやり方が、職安の場合に日雇い労働者などが

使われます白手帳と言われるのと同じような形で、一日働いたらその手帳に証紙を張ってもらうというふうなことをやって、それを束ねまして、何年働いたというところで退職金を支給するという形でやられるわけでありまして。その退職金の原資というのは、国の税金によりまして、公共事業を發注するときにその原資の中に建退共の退職金部分を積算して給付をする。ゼネコンの業者や元請は、証紙を買ひまして、そして労働者の手帳に貼付をするんです。

職安の場合は、職安という一つの場所があつて、そこへ必ず行きますし、月々生活をしていくためには、その白手帳をもらわないと、一カ月十三枚でしたか、以上なかつたら失業保険がもらえないというようなこともありまして、必ずその手帳を持って職安へ行きますが、退職金の場合には、何年先にもらえるかわからない、むしろ、もらえるかどうかかわからないというふうなこともあつて、働いている人もどちらかというと関心も薄い。そして、ゼネコンの方も、仕事分積算をされて發注されたものについて、それに適正な加入のための証紙が買われておられない。また、買われておつても、今度はその証紙を労働者の持つておられる手帳に貼付することが十分できておられない。こういうふうなことで、非常に建設業の退職金水準が低いと言われているわけでありまして、たしか、平成十年ですか、マスコミなどでも随分取り上げられました。

実は、私もこの委員会でも取り上げましたし、予算委員会の分科会でも取り上げまして、当時の建設省と労働省の分科会で取り上げさせていたわけでございますけれども、そのときの、お名前を申し上げていいのかわかりませんが、関谷建設大臣は、いや、そんな制度があるのは質問をされるまで知りませんでしたと言われるように、大臣も知らないくらいでありまして、その後、澤田労政局長にお聞きしましたときには、できるだけそういうものにつきまして改善をし、そして適正な運営をしていきたいというふうな言

われたわけでありまして。しかし、過日の決算行政監視委員会での指摘によりまして、適正な証紙の購入なり証紙の貼付というふうなことがなされておらない、こういうことについて、改善をしないというふうな指摘がありました。また、私がお聞きしました直後に、政府の方も十項目ほどの改善の要旨をつくられて、それに取り組まれたということでもあります。しかし、その割にはそういう指摘を総務省の方から受けるというふうなことになったわけでありまして、これらのいきさつにつきまして、どのような改善の取り組みをされてきたのかということにつきまして、ひとつお聞きをしたというふうに思います。

先ほど、中退金は百二十四万円というふうな給付の状況になっておると言いましたけれども、建退共の方は八十八万円ぐらいということと、さらに中退金よりもっと低い水準しか支給されておらない実態でありまして、今日、老後の資金にすると、退職金にしては、八十八万円じゃ余りにも低過ぎるのではないかとこのように思っています。それらにつきまして、どういう取り組みをされておられるのかということにつきまして、御報告をいただきたいと思つております。

○日比政府参考人 この何年間か、建退共制度の改善ということで、当時、労働省、建設省、それから退職金共済機構等集まりまして、いろいろとやってきたところでございます。十項目という御指摘ございましたが、これにつきましては、平成十一年、当時でございますが、その関係三者で、その当時としていろいろ問題があることにつきまして、当面こういう措置を講じていくということと、十項目ほど決めておられます。

その一々は申し上げませんが、ただいまの証紙の関係ですと、例えば証紙以外の方式の導入ということも考えられないかということと、それについては検討の場を設けようということと、その後検討をしておりました。また、いろいろ措置はしてきておりますけれども、一つの項目と

して、加入促進対策の強化、制度の周知徹底を図る、これも努めようということにしてきておりますが、この点はさらに努力をしないとイケないんだらうというふうな状況でございます。そうしてやっておりますところ、先ほど委員から御指摘ございましたように、ことし一月二十二日に総務大臣から一定の勧告をちょうだいいたしました。その勧告の具体的内容といたしましては、共済証紙の確実な貼付の励行、共済手帳の長期未更新者への対応、共済証紙による掛金納付方式の見直しの検討などの事項が盛り込まれておるところでございます。

私ども、先ほど申し上げましたように、十項目の点でやってきましたところ、ございますけれども、共済証紙につきまして、あるいは共済手帳につきまして、今般このような勧告をちょうだいいたしましたので、この勧告につきまして、基本的には建設業退職金共済事業の適正な運営につながるものかと思つておるので、今後、この勧告に対しまして適切な対応を行うよう、私どもとしても、また勤労者退職金共済機構としても努力するべく、私どもとしても指導もやってまいりたい。

共済証紙の点につきまして改善状況等もあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、さらに適切な対応に努めてまいりたいと思つております。

○鍵田委員 次に、国土交通省からも来ていただいておりますので、一問だけで恐縮ですが、いやその方がいいのかかわかりませんが、質問をさせていただきます。先ほど言いましたけれども、当時の建設大臣は御承知なかつたようでございます。そのときは、私も腹を立てたりなんかするのは余り得意じゃないものから、何か笑い話で済ませてしまつたのかなと思つたりしてはいるんですが、やはり、その後この証紙の貼付につきましてどのような改善をされたのかということをお聞きをしたいわけでございます。

私どもも言いたくはないと思つておられますが、先ほど言いましたけれども、当時の建設大臣は御承知なかつたようでございます。そのときは、私も腹を立てたりなんかするのは余り得意じゃないものから、何か笑い話で済ませてしまつたのかなと思つたりしてはいるんですが、やはり、その後この証紙の貼付につきましてどのような改善をされたのかということをお聞きをしたいわけでございます。

少なくとも、公共事業を発注するときは国民の税金を投入してやるわけであり、その中にいろいろな積算の項目があつて、建設業の退職金につきましてもちゃんと積算されておるわけであり、税金であり、税金であり、それをやはり適正に使つていただくなくてはならないわけで、この税金を適正に使つていただくことは、証紙をちゃんとその働いた労働者に貼付をする、そして退職金として給付ができるようにすることが適正な運用になるわけですが、それにつきましても、事前事後のチェック体制なり、そしてそれからどのような形で意識改革を行いながら業界に対して指導をしていくのかということについて、お答えをいただきたいと思ひます。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。
建退共の制度は、先生御指摘のとおり、建設労働者の福利の増進という観点で非常に重要な制度でございます。今御指摘のように、これを徹底するために証紙がきちつと共済手帳に張られるということが重要でございます。このため、平成十一年三月に、国土交通省としては、経営事項審査に際して、建退共制度の履行状況を確認するとともに、公共工事の発注機関に対し、受注業者に建退共の掛金の収納書をきちつと添付して出すようにということをお願いするなど、この履行確保に努めてきております。

また、加入の促進につきましても、従来より経営事項審査のときに加点をしておりますけれども、昨年度、公共工事入札契約適正化法というものができまして、それによりまして発注者が工事現場の施工体制を点検する、そういう中で建退共制度への加入状況も確認ということで、昨年度の新規契約者は約一割大幅に増加する、こういう状況でございます。
こういう状況でございます、引き続き国土交通省としては加入促進と履行確保に努めてまいりたいと思つております。
○鍵田委員 時間ももう参りましたので、もう一

問というよりも十秒ほど時間をいただいて、建退共の運営委員会に業者の代表だけが出ておることにつきまして、私は、前回も労働者の代表を入れるべきじゃないか、また公益の代表も入れて、そして公平な運営をするべきだということでも申し上げたんです。これは先週もそうですが、特定業種のものについては業者だけでやるんだということになつておるんですが、中小企業だつて同じなんです、この中小企業の本体の共済制度だつて公労使でやつておるわけですから。
特定業種のものも必ず三者構成でやるべきだということに思ひますが、これにつきましての御意見をお聞きして終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○坂口国務大臣 御指摘いただいておりますことを前回にも何かお聞きしたような気がいたしますが、この建退共におきますメンバーの構成につきまして、労働者の皆さん方の代表も入れてはどうかということでございます。
御承知のように、この事業はいわゆる事業主が中心になつて構成されていることはもう先刻御承知のとおりでございますので、そこはなかなか、そこへ入るのはなかなか難しいのかなという気がいたしますけれども、しかし、労働者の方々の意見の反映につきましては、建設業の退職金共済制度を含めた特定業種退職金共済制度でございますが、ここにおきましては労働者の代表の皆さん方も御参加をいただいております、いわゆる労働政策審議会にいろいろ御議論をいただいておりますところでございます。若干そのレベルは違いますけれども、こちらの方が僕は上だと思つておる、レベルは、ですから、そこで御議論をいただく、そこではいろいろ意見を言つていただくということになれば、私は、結果としては同じことになるのではないかと、思つております。

しかし、御指摘になることも十分理解をいたしておりますので、今後またいろいろ検討していきたいと思ひます。

○鍵田委員 ありがとうございました。
大変御配慮いただきまして、委員長に感謝申し上げます。
○森委員長 次に、佐藤公治君。

○佐藤(公)委員 自由党の佐藤公治でございます。きょうも四十分間よろしくお願ひを申し上げます。と思ひます。
まず、このたびの中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案において、現場の声から何点か聞かせていただければありがたいかと思ひます。なお、私が指名をする以外はどこが答えても結構でございます。そのかわり、納得いく答えで願ひを申し上げます。

まず、現場の方々、現場事情をいろいろ聞いて回ると、これは鍵田委員からのお話にもございました、やはり少人数、大変失礼な言い方ですけども零細企業、こういう方々、また働かれる方々において、この制度自体が非常に認知、理解が思つた以上でない、こういう現状の声が多く聞こえてきました。実際問題、先ほども、いろいろと活動、加入促進に関して国土交通省さんも動かれておる。私が申させていたいただいておりますのは、主に建設というふうな考えていただいております、建設と申していただいております。

ですが、やはり鍵田委員からも話がございます。たように、鍵田委員は働く方々、立場からの話も多かったのですけれども、この実態調査というものがあつたのか、担当者の方々は企業においては当然だと思ひますけれども、特に働いておる方々における実態調査というものがあつたのか、その辺の、あつたらその分析が出ておるか出ていないのか、いかがでしょうか。
○日比政府参考人 制度が知られておるかどうかについての調査の問題でございます。
一つには、これは退職金共済機構の方で平成十一年に中小企業の企業を対象として調べたところ、七割程度の企業においてこの制度を知つておるという回答を得ております。ただ、これは、先ほど申し上げましたように企業のアンケート調査

でございますので、ちよつと、従業員レベルというところになると、これではわかりません。それから、今のは規模別等がないのですが、同じくこれを規模別にちよつと別に見たものでも大体七割前後となつております。

それで、企業というところがまた問題かも知れませんが、それはそういうことだと思ひますけれども、ただ、建設業についてどうかというの、これは全体で、中小企業全体とらえておる、その点は今のところ調査したものはなかつたように思ひます。
それから、従業員の方で知つておるかどうか、これについては定かではございません。

○佐藤(公)委員 調べにくいことかもしれないけれども、問題意識を持たれておるのであれば、偏つたものではなくて、やはりより広く実態を調査する必要があつたと思ひます。
先ほど鍵田委員の方からは働いておる方々の話が多かつたと思ひますが、まさに、この建設関係をとらえてみれば、先ほども御説明がありました、公共事業に関しては各工事によってこの共済証紙の購入が、率が決まつておることになっておる。例えば、百万から九百九十九万円までの間、一応千分の三・五、総工事金額、消費税なんかも含んでの総工事金額の千分の三・五を買い取らなさい、きやいけない、こういう制度になっておる。そのほかにも個別に細かくいろいろと分かれて、千分の四・一とか、土木に関しての、やることによつて変わつてきたりします。また、金額によつて変わつてきます。

千分の三・五とか、この率というのは、一体どういう根拠でこういうふうな数字を出されて、強制的にというのか、買い取らせておるのか、なにかというふうな思ひますが、いかがでしょうか。
○日比政府参考人 ただいま御指摘の数字につきましては、これは目安ということで示しております、実は昭和四十五年ごろに設けられたと聞いております。

そして、そのころ以来ずっとやってきておりましたけれども、これが、たゞいま委員も御指摘になられたように強制的なものという形での受けとめが往々にしてなされるというようなこともございましたので、率そのものを見直しを行うとともに、これを告示するときに、まず実績見込みがはっきりしていれば、当然それで証紙購入枚数を決めてくださいと。その上で、建設現場の場合どうしても一括購入等ございますので、どの程度買えばいいのが把握困難であれば、まとも買いますときの大体のめどを立てるために、工事規模、あるいは委員も御指摘になりましたように土木なら、建設ならとかいろいろなことを決めまして、工事金額との関係でおおむねの購入量が示せるようにということで決めております。

それで、その積算の仕方ということになりますけれども、現在のところでは、各工事種別ごとに総工事費対比で労働者の延べ就業予定数というものを割り出しまして、それを率化してお示している。

ただ、先ほど申し上げましたように、どこまでもこれは実績見込みで購入するのが基礎で、それがなかなか困難なときにこういうのを目安としてお使いいただければというように、現時点はそうなるように十分気をつけておるつもりでございます。

○佐藤(公)委員 ここにもその手引がございませぬ。私も見せていただいたのですけれども、現場の方は、暗黙の強制、こういうふうにとらえているところが非常に多いと思います。こういうところを、ちゃんとやはり調べておかなきゃいけない部分というのがたくさんあると思います。

どういうことを言いたいかというと、やはり暗黙の了解というか形で、これをそのまま適用して買っているところが、私が幾つか聞いて回ったところは多かったように思います。そして、どういうことかといったらば、公共事業を主にやられる企業の方々は、この考え方に基づいて買います。そうすると、それはけじめがない、全部使われない。

実際どれぐらい一番多く使われるかといったら、大体全部じゃなくて七〇％ぐらい使う、三〇％ぐらい余っちゃう。それで、また次、公共工事をとる。そうすると、また六〇％ぐらいしか使わない、四〇％が余る。つまり、机の引き出しの中にはこの証紙がたくさん入っているというのです。

これじゃ、実際の意味というものがなく、実際問題、機構の運営資金の、まるでプリペイドカードじゃないのですけれども、先に払って資金の運営のためのお金を何とかそういう意味で調達をするように思える、またとれる部分もあります。

この辺を含めて、今後調査をする場合には、やはり実効性の高いものの方を、やり方を一応またよく見ていただけたらありがたいと思いますので、お願いをいたします。

続きまして、機構におきます内容的なことでは、ちょっとお尋ねをしたいと思いますけれども、先ほどから大島委員、鍵田委員の方からお話がありますが、実際問題、この役員の方々の、言葉は大変失礼な言い方もありません、天下り状況というのはどういう状況になっておりますでしょうか。

○日比政府参考人 勤労者退職金共済機構、役員は定数八名でございます。現在の状況で申し上げます。八名のうち公務員出身者は七名でございます。出身省庁の内訳を申し上げますと、旧労働省三名、旧建設省、旧大蔵省、農水省、旧通産省出身者がそれぞれ一名ずつとなっております。プロパー職員出身者がその他に一名おります。

○佐藤(公)委員 済みません。もう一回、統合前の役員の方々の天下り状況はいかがでしようか。

○日比政府参考人 現在の退職金共済機構になる前でございますが、中小企業退職金共済事業団につきましては、役員六名でございます。いわゆる公務員出身者が五人。出身省庁別で申し上げますと、旧労働省が三人、旧大蔵省出身者が一名、旧通産省出身者が一名、それから他の民間御出身の方がお一人ということになっております。それから、いま一つの建設業・清酒製造業・林

業退職金共済組合の方でございますが、これも役員が六名でございます。旧労働省出身者がそのうち二人、旧建設省出身者一人、旧大蔵省出身者一人、農林水産省出身者お一人、それからいわゆるプロパー職員出身者がお一人でございます。

○佐藤(公)委員 狩野副大臣、よろしいでしょうか。今のようなお話を聞いて、天下りと言われる言葉が大変失礼な言葉にもなるかもしれませんが、果たして多いのかわからないのか、これでいいのかわかりませんが、いかがお考えになりますでしょうか。

○狩野副大臣 突然の御指名でございますけれども、私個人の考えといたしましては、ちょっと多量に感じはいたしますが、それよろしいでしょうか。

○佐藤(公)委員 私もそう思います。ですので、思ったのであれば、早くどうすべきなのか、副大臣としてまた御指示を願えたらありがたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいかと思っております。

この加入促進に当たり、これは建設が私も主になつた話方になるんですけども、加入促進に当たり業務委託を行っていますが、その際業務委託費という、この振り分けというか、そういうものが私もあるという説明も聞きましたが、どうしてこういう計算方式になるのかよくわからない部分がございます。この業務委託費に關しての根拠というか、この計算方式というのを、どうしてこういう業務委託費をされるのか、また分配をするのか、おわかりになりますでしょうか。

〔委員長退席、鴨下委員長代理着席〕
○日比政府参考人 大変恐縮でございますが、業務委託費とおっしゃられているものについて、今見当がちょっとつきかねております。見当がございましたら、お教えいただければと存じます。

○佐藤(公)委員 済みません。これは私が事前通告をきちんとしていない部分もあるかもしれませんが、部下の方を怒らないようにしてあげてください。

業務委託費がいろいろと分配されているんですけども、これに關して、やはり根拠の計算方式が非常にちよつと複雑なような気がいたします。その上、やはりその証紙に關して、普通は三百円なんですけれども、その三円を支部経費として乗せて買っているわけですが、この支部経費も三円取っているんですけども、この辺のことがよくわかりにくい部分があります。また後ほど説明をお願い申し上げたいと思っております。

そして、今回のこの機構に關しての資産運用に關してお尋ねいたしたいかと思っております。

資産運用に關してなんですけれども、この資産運用を決めていくに際しては、どういう手続で、どういう手順で資産運用が決められるのか、お願いいたします。

○日比政府参考人 資産運用をどのように決めていくかということですが、まず全体構図を先に申し上げますと、資産運用につきましては、退職金共済機構におきましてはその意思決定過程を明確にするということで、理事長を長といたしまして、資産運用の責任者で資産運用委員会を構成してこれを設ける、そして、その資産運用委員会において運用の基本方針、運用管理、評価等を行うということにいたしておるところでございます。

そのさらに具体的な資産運用等につきましては、それぞれ担当課室等も設けたりして、この資産運用委員会の大枠の決定のもとでやっていくというのが非常に大まかなところでございます。

○佐藤(公)委員 資産運用委員会ということで、ここで決められているということでございますけれども、じゃ、特に私が話をしていることは、信託関係の運用でございます。信託関係の運用。単独と特定がございまして、信託、この単独とか特定の、このまづ資産運用を決めるに際して、大まかな目安というのはいくらも見させていたいただいたり聞いたりしておりますけれども、はっきりしたやはり資産運用、これに關しての信託銀行、投資顧問会社の決定、そしてまた、どうい

商品を扱っていくのか、また元本をどう振り分けるのか、こういう規定というのは、きちんとした規定はあるのでしょうか。

○日比政府参考人 信託等の場合の、この場合ですと、要するに外部委託機関をどうするかとか、どこまで指図する、その指図内容はどうかという大きな意味で、まずは委託先の決定というのは非常に大きいんだらうと思います。

それにつきましては、現在は、まず担当部門で関係機関からヒアリングを実施して、ある程度候補を絞り込んだ上で、先ほど申し上げました資産運用委員会において審議した上で委託先を決定するということになっております。ヒアリング事項、幾つかございますが、この点はあえて省かせていただきます。

いずれにいたしましても、実は、明確な基準があるのかという御指摘の点に行きますと、ヒアリングの項目等を定めたりいろいろやっておられるわけでございますけれども、これをデータ等で表現するようにしている部分もございまして、全体として必ずしも明確な基準が今あったとは言いがたいのではないかと考えております。

実は、この機構の場合に、ポートフォリオというものを導入しましてやっつこうとしたのもそんなに昔からではなくて、十二年度途中からでございます。その点、選定先の基準等も今後におさましてはできるだけ明確化していくよう、私どもとしても、また、機構にも検討させてまいりたいというふうを考えております。

○佐藤(公)委員 ということは、ポートフォリオを入れた十二年度、それからということですが、でも、では、それまでは非常にアバウトに行っていたということですか。もしくは、人的介入が入ると、そういうことは変わったり、また決まったりしたものでしょうか。

○日比政府参考人 資産運用自体の多様化の進展と実はかわりがあるわけでございますが、もちろん、金銭信託等が平成十二年からしかやってい

ないわけじゃなくて、もう少し前からやっておりますが、その比率等が高まってきたというのは、昔の資金運用部への預託、あるいは国債等の比率が非常に高ございましたし、商工債というものの比重も非常に高ございました。

ただ、ここ数年、資産運用の先が多様化しておりますので、そういう意味では、平成十二年に至りというより、もう少し前からやるべきであったと思えますけれども、資産運用先の多様化に伴い、いよいよ必要になってきたということであろうかと思っております。

○佐藤(公)委員 ということは、私の手元に、平成十年度から十一年、十二年という信託先別運用状況、運用形態、信託銀行、元本がどれだけの割合で、またどれだけの金額で、そして利回りがどれくらいで回ったかという資料が全部ここにございます。これを見る限り、私もいろいろとお話を事前に聞きましたけれども、やはりこういうものというのは単年度で物を見るのができない、三年から五年という一つの期間を設けて判断していかなきやいけない、そういう理屈はわかり

ます。しかし、この利回りを個々に見ていくと、単年度だけじゃなくて前年度も含めてよくなるところとか、銀行、信託銀行や何かもあります。普通の民間だったら、外す外さないという議論もある、変えることも十分あり得る。少なくともその元本を少しづつ減らしていくなり変えていくということとは十分あってしかるべき行動だと思えます。ですが、逆に成績が悪いところにまたこの元本がふえているところも出てきています。

こういうことを見ると、本当にこの運用をきちんととされているのか非常に疑わしくなってしまう。こういうことをきちんと管理運営しないで今回の三割を-%に引き下げるといふのは、これはまさに政府の、また、国の怠慢な状況を、失敗を国民に押しつけている、こう思わざるを得ないところがあると思いますが、いかがでしょうか。

○日比政府参考人 特に金銭信託の関係につきましては、実は私もちょっと見るのは、そう何回も見ただけじゃございませぬけれども、非常にばらつきのある状況、そして、ちょっと詳細わかりかねる点もございませぬけれども、こういう状況ということで、このままの資産運用でもよろしいわけはないんじゃないかと。先ほど委員の方からむしろ御指摘いただきました三年とか五年とかそういう見方等もあるかと思っておりますので、断定的には申し上げられませんが、いずれにしても資産運用の点につきましては、外部からの評価がよく行き届くように、そういう点では情報の公開の問題なり、たとえ事後でも評価システムが働くように、そういう工夫を今後やっつけていかなければならぬものと思っております。

なお、私も考えますに、いろいろな資産運用についてもっといいやり方があったのではないかと、これは感じないわけではございませぬけれども、現在御提案申し上げている状況からいって、引き下げてございますから、確かに、退職金額をおかけするわけでございますけれども、金利情勢等なかなか予見しがたい、そういう状況が非常に厳しい中で今の法案を御提案させていただいたというふうな思っております。

○佐藤(公)委員 大臣、よろしいでしょうか。結局、僕が言いたいことは、平成二年の塚原労働大臣のとき、このときはもうこれ以上上げませんと公言している。その後も、平成十年の四月十七日の委員会でも、前回の改正のときも引き下げの決定をしたわけでございますけれども、このときも、先ほどおっしゃった情報公開、情報開示というかそういうことを附帯決議としてもやっつけている。今話をされていることが、どんな何かも前から議論していること、言われていることを今さらのように言いわけのように話が開ける部分があります。

この運用に関してなんですけれども、これはたまたまこの機構だけですけれども、政府関係すべて同じような疑い問題があるように思えます。そういう部分で、ほかの話はともかくとしまして、今の一連の話だけで、大臣、全部把握、また見られない部分があると思えますけれども、この運用状況に関して、より気をつけて見ないと、これが一つの柱になります。これがちゃんと運用利回りできていけば、今回も下げる必要もないかもしれなかつた。やはりこの運用ということも、よりもっと、先ほど委員からもお話がありましたチェック機能、外部からの考え方、いろいろと見方、評価というものをとって考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(鴨下委員長代理退席、委員長着席)

○坂口国務大臣 この問題だけではなくて、年金などもございまして、運用をゆだねますときに、一年なら一年を振り返って非常にいいところ、悪いところが差が出るわけでありまして。年金なんかの場合にも、悪いところは一年で切る、もうそこには預けないということを明確に今はするようにいたしております。

したがって、この共済の運用につきましても、悪ければもうそこには任せないというふうにはしていかば、そう思っております。

○佐藤(公)委員 ある意味で、これは三年のあれですけれども、単独の信託関係の銀行に関しては、十二社中十社がもう固定されているんですね。ですから、別に一回失敗しちゃったからだめというふうな決めつける必要もないと思えます。一回休んでまた戻っていく、競争原理というものを働かせていかなきゃいけないと思えます。

ところで、この機構についての資産運用部という運用課というのはどういう方々で、どういう構成で運用されているのでしょうか。

○日比政府参考人 機構におきます資金運用体制でございますが、一般の中小企業退職金共済事業につきましては、資金運用部を置きまして、その

中に資金管理課と資金運用課の二課、それから運用専門職としまして運用調査役を置いております。現在の人数でございますが、資金管理課五名、資金運用課五名、運用調査役二名、したがって、部長を含めると十三名が資金運用を担当いたしております。それから、運用調査役の二名のうち一名は民間から出向してきていただいていると聞いております。

それから、特定業種退職金共済事業に係ります資金運用体制でございますが、建設業につきましては、部長、次長を含めて六名、それから清酒製造業及び林業につきましては、それぞれ部長を含め四名で運用に当たっていると聞いております。

○佐藤(公)委員 今、調査役に関しては民間から、二名のうち一人民間からということですから、もう一名の方はどこからか、そしてこの調査役を民間から入れる場合に、どういう基準でどういう企業を選んでどこから採るのかお答えになれますでしょうか。

○日比政府参考人 調査役二名のうち一人は民間からと申し上げましたが、もう一名は、民間と言ってもいいのかもしれませんが、政府系金融機関からだ聞いております。

なお、どういう基準でどこからどういう人をしてということについては、ちょっと現在十分把握いたしておりません。

○佐藤(公)委員 私はこういう、ある意味で、これも失礼な言い方かもしれませんが、ぬるま湯の状態での運用をしているのであれば、必ず信託銀行、民間と担当者、やはりこういうものの癒着というものが発生する可能性が非常に高いと思えます。そういう部分をきちんと、こういうところを直した上で、ちゃんとやった上で、きちんと全部こたえられた上で三％を一％にするならわかりますけれども、そういうことをもまだされないまま三％から一％にとりあえすするというのは、これはちょっと、僕、虫のいい話という部分というのを感じる場合がございます。

こういうものをやはり今後きちんと見て、そう

ならないようにしていただけたらというか、そうしなきゃいけない、そういうふうな大臣もひとつ、この資産運用状況なんというものは、個別のなんというのとはほとんど、僕も今初めてです、こういうのを見させていただくのが。今まで自体が出てこないことが多かったと思えますけれども、やはりこういうものをきちんと見て、おかしいものは直していく、こういうところをやっていかなくや、国民における信頼というものはやはり出てこないと思えます。

続きまして、これは、もう時間がないのでちょっと話が幾つか飛ぶのですけれども、中小企業退職金共済事業における予定運用利回り、これが平成元年から今日までずっとあるわけでございます。あるわけでございますけれども、ちょっとこの予定運用利回りよりも超えているにもかかわらず、それ以上の利回り実績としてあるのに当期の利益が赤字という年が平成四年にあったのですけれども、これはどういう理由でなつたか。局長、覚えていらっしゃいますでしょうか。

○日比政府参考人 しかとしたことを申し上げるだけの知識と情報を持ち合わせておりませんが、私、推測しますに、平成四年度というのは、平成三年度から予定運用利回りが下がった年、それで、旧来の給付分、この評価をどうするかのとときに、予定運用利回りというものが下がりますと、一般的には計算上、積立準備金というものの必要額はふえるということになります。

それが平成三年度ですと、平成二年度対比でやりますので、これは前年対比的になっていきますので、そういう意味で平成四年度が大きく出たというところもあるかと思えますけれども、その他、ちょっともう覚えて恐縮でございますけれども、給付の伸びその他の影響があったやに聞いております。

ただ、いずれにしても、いろいろな、ここでご言っています当期利益かどうか、損失の、これでご言っていますのは、そういう計算上のこともございまして、端的にはその期に積み増ししない

といけない準備金の額がどうふえるのか。それから、利回りで逆算する部分、そういう点が反映したためではないか。通常ではこれは異常な数字だと思えます。

○佐藤(公)委員 してもう一つ、平成十二年度の決算報告書を見ますと、一般の方ですけれども、これを、一般の部の収入の部を見ていただければいいのですけれども、科目というのがあるんですけれども、この引き継ぎ金の収入とか運用収入とかこういうところが当初の予算額よりも大きくマイナスになっている。わかりますか。大きくマイナスになっているのは、こういう大きくマイナスになっているケースでございますが、これにつきま

しては、こういうふうな乖離があったというのは、予算の見積りもりの仕方が結果としては少なくとも間違っておった。

そして、この件は、実は特退金と言っておりますのは商工会議所等でおやりの特定退職金共済のことでございますけれども、これがたしか平成十一年からだったと思えますけれども、そういう組合に入っている企業を退職したときに、再就職先が中小企業退職金共済の方の加入企業である場合には、もとの退職金額をもって中小企業退職金共済制度に通算するという、そういう措置がたしかその前年から始まったところだと思えます。

したがって、実際に中小企業退職金共済にそういう形で移ってくる方が移られるときに持つてくる持参金と言っては変ですけれども、持ち込み金、その額の見込みをなすけれども、これは恐らく、世の中全般の、これは制度が始まってそれほどたっていないので、実績ベースでは予算がつかれてなくて、移動の見込みをどれだけとるかというところにつきましてこれだけの乖離があったわけでございますので、結果として相当過大な見

積もりをしてしまったということであろうと思えます。

○佐藤(公)委員 大臣、副大臣、今お話を聞いていただければわかると思えますけれども、非常に、またこれも失礼な言葉ですけれども、こういう話を聞いていくと、何かずばらな中で積算したり見積もりしたりやっていると、思わざるを得ない部分がある、こういうことをきちんとやらすして三％から一％に引き下げるというのは何かちよつと、まずやるべきことをやっからすべきじゃないかなというふうには私は思っています。

まさに国の、そして政治家の、行政の失敗を、間違いを国民に押しつけている、そんなように私は感じるところがあります、もう時間もございませんが、大臣、今のお話を聞いていかが思われるか、一言お願いいたします。

○坂口国務大臣 全体としましては非常に、経済の状況がこういう状況でございますから、大変厳しい環境に置かれることは、それは私もやむを得ないというふうには思っておりますが、しかし、委員から今御指摘をいただいたようなことも、これは十分に注意をした上でのごさいます、そこはちゃんとやらなきゃいけないというふうには思っています。

先ほども申しましたが、年金の方は、年金資金運用基金の場合は、成績の悪いところは自動的に切る方式をルール化しているわけでありまして、各受託会社の成績というのは徹底的に公開するように年金の方はいたしました。それに見習いましてこちらの方もやっいかないといけませんと思っております。

○佐藤(公)委員 もう時間がございせん。本場に、私、きょうここに来させていたいたのは、現場の、本場に汗をかき、毎日一生懸命働いている方々との話の中で、自分たちの掛金、そして税金をきちんとしてもらいたい、毎日働く上で汗水たらしている方々の大事なお金ということを十分認識、御理解をいただいております。

以上でございます。どうもありがとうございます。

○森委員 次、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

今回の中小企業退職金共済法の一部改正法案の最大の問題は、これまで法律で定められていた基本退職金額を政令事項にしてしまふ、国会審議抜きにしても変えていくことができるようにしてしまつた上で、審議会などの答申を読みますと、政令で現在の運用利回り三%を一%に切り下げてしまふことであると思ひます。

そこで、厚生労働省に最初にお聞きをいたします。

今回の改正が行われ、思惑どおり運用利回りが三%から一%に切り下げられますと、一般の中小企業退職金共済で、掛金月一万円の場合、そして十年掛け続けた人、二十年掛け続けた人、三十年掛け続けた人の、そうした労働者の退職金額、基本退職額はどうなるのか。金額を、三%のままですつといつた場合と、一%のままですつといつてしまつた場合の実額を明示してください。

委員長にはお許しをいただいて、書類を配付させていただきます。

○森委員 許可します。

日比労働基準局長。

○日比政府参考人 ただいま委員のおっしゃられた前提での数字を申し上げます。

対比で申し上げます。掛金納付年数が十年の場合、百四十一万が百二十八万、それから二十年の場合、それぞれ約二倍六十九万、それから三十年の場合、約三百三十万が約二百六十九万、それから三十年の場合に、約五百八十二万が約四百二十五万円となるものと見込まれます。

○木島委員 私が皆さんに配付した資料のとおりでございます。厚生労働省からいただいた資料です。今、運用利回り、三%でも低くて大変なのに、一%にされまふと、月額一万掛金の場合、十年後の退職者、十三万円減つてしまふ、二十年の場合

六十一万円減つてしまふ、三十年の皆さんの場合百五十七万円減つてしまふ、そういう数字に厳然となるわけでありまふ。

これまでも、運用利回りはこの十一、二年の間に三回も引き下げられてまいりました。平成二年に六・六%から五・五%に、平成七年には四・五%に、そして平成十年には三%に切り下げられ、そして今回一%にさへされようとしております。

私はここに、本年三月三十一日の朝日新聞の北見昌朗貸金研究所所長の論稿を手元に持つてきております。この方は、かつての数字からちよつとそるばんをはじいて、こんな数字を言つています。仮に月一万円の掛金を四十年間積み立て続けると、昔ですね、利回り六・六%の時代、ずつとその利回りが続いて、四十年後の退職時には二千二百五十五万円もあつたが、三%の時代は、同じ四十年でしよう、九百九十九万円にしかならない。これが一・〇%に下がると、運用益が見込めず元本そこそこになる。同じお金を掛けていても、八六年と二〇〇二年では給付額が三倍も違うのである。

こういう指摘を、これは仮定の計算でしようが、しているわけでありまふ。そして中小企業が労働者の皆さんと約束をした退職金額をこういう利回りで、現実には下がつてしまふんですが、約束した金額を中小企業の経営者が守ろうとすると、掛金を上げなきゃいかぬといふことになるわけでありまふ、それでこの北見昌朗氏は、中小企業を退職金倒産に追い込むなといふことを厳しく主張しているわけでありまふ。そして、政府は中小企業が退職金倒産をしないように対策に乗り出してほしい、こう要求をしているわけでございます。

要するに、退職金倒産で中小企業が苦しんでしまふか、労働者がもらえる退職金が削られて、泣き寝入りするか、要するに、どちらの場合も、国が法律をつくつてまで約束をしたこの利回り、これを守ることができない、その結果、生まれる悲劇でありまふ。審議会では、せめて一・五%にし

てもらいたい、それが妥当じゃないかという意見もあつたやに聞いております。

この制度を今後も重要な制度として発展させる必要があるんであれば、厚生労働大臣、そういう立場だろうと思ひます。魅力ある制度として多くの中小企業に広げるために、国庫補助をふやすなどの措置が必要なのではないかと私は考えております。要するに、運用利回りの低下は、大局的には日本経済が厳しくなつてきているからでありまふ。運用利回りが上がらない、経済のせいでありまふ。なぜ経済がよくならないのか。私は、最終的には、大局的には政治の責任だ。もつとはつきり言ひますと、失政によつて、日本経済がこの十数年、大変な状況にある。失政の結果だとすれば、そのツケを何の責任もない労働者にも中小企業にも負わせるわけにはいきません。

そこで、利回り減少の部分の部分を国の財政援助で補てんすべきではないかと思ひますが、坂口厚生労働大臣の御所見をお願いいたします。

○坂口国務大臣 経済の動向というのは一國のなかでなかなか決まらない、グローバルな時代のことでございますから、すべて失政といふふうには考えておりませんけれども、しかし政府がやつてまいりますことが大きな影響を与えることは事実でございますから、そこは私も十分考えていかなければならないといふふうには思つております。

経済の状態が悪くなれば、全体として金利は下がつていく、下げなければならぬといふ状況になつてくる、それは当然の帰着と申しますか、結果に、そういうふうにならざるを得ない。国の方でそこを穴埋めをしる、こういうお話でございますが、国の方で穴埋めをするといふことになれば、それはまたそれで国民の皆さん方の御負担をいただかなければならないといふことになるわけでありまふ。結局は国民の皆さん方に御迷惑をかけることになるといふふうには私は思つております。

また、金利が五%とか六%になるような時代は、

どちらかと申しますと、これはインフレの時代でありまふ。金利は高いけれども物価もまた上昇していくといふようなことが一方では起こるわけでありまふ。金利が低いときというのはデフレのみでありまふ。金利は上がらないけれども物価もまた上がらない、こういう時代でありまふから、そこはある程度は相殺される話ではあるといふふうには思つております。

しかし、それは申しますものの、全体としての金利を維持していくように努力をしなければならぬことだけは御指摘のとおりだと私も思つておりまふ。ここはさらに一層の努力を必要とするといふふうには思つております。

○木島委員 非常に回りにくいお話でしたが、補助金を出して補てんするといふ明確な答弁が得られませんでした。大変残念であります。

今、大臣は金利五%がインフレだとおっしゃいましたが、とんでもないのでありまふ。日本の民事法定利率の基本は五%なんです。五%が日本の法定金利の基本なんです。ですから、今の一%なんという水準が続いてくるのは、これはやはり政治の責任。その失政のツケを労働者や中小企業にかぶせないために、今この問題では、せめて国の財政出動があつてしかるべきだし、そういうことを国民は是認すると思ひますし、私はそのことを求めていきたいと思ひます。

配付いたしました資料をごらんいただきたい。この事業に対しては、いろいろな名目で国庫は助成をしておるんです。厚生労働省からいただいた資料を私は編集をいたしました。

もつと古い時代からの数字は持つておりますが、一九八〇年から二〇〇〇年までの一般中小企業退職金共済事業に関して、ともかくにも事業者からその年度に機構に納められた掛金総額、これをA欄に記載しております。二〇〇〇年は、二千九百六十六億九千八百二十八万一千円という結構巨額であります。

そして、B欄には、今、国の補助金制度は、給付補助がなくなつてしまひましたから、掛金助

という局面だということが広がっております。しかし、国民の生活全体をみますと、雇用問題を含めて極めて深刻な状況で、しかも、雇用情勢は、例えば、雇用保険の給付期間が終わっても新しい雇用先が見つからないために失業者数の中にカウントが上がらないようなところまでいつている状況を考えてみますと、やはり国民生活の再建がなければこの景気の回復はないというふうに思っております。

私たちは、そういう意味で、特に勤労者の家計といいますが、そういった生活の安定ということ、また積極的な消費の拡大ということに今の状況の打開を求めるべきだというふうに考え、また、社民党はそういう立場から、安心できる生活保障の積み上げ、また雇用安定とか創出策こそが、そういう政策の積み上げが全体としての景気回復に果たしていく牽引車になっている、またそういうことがなければ景気の回復はないというふうにご考えております。そういった政策というものは特に厚生労働省が深いかわりがあるわけですから、そういった点についてそういう政策を求めていく、強めていくべきだというふうに考えますが、その点について御見解があればお伺いしたいと思います。

○坂口国務大臣 経済の状態は、まだトンネルの中ではありますけれども、トンネルの中から少し向こうに何となく明かりが見えてきた、そういう状況ではないかというふうに思っております。ただそういう状況でございますから、とりわけこの雇用問題というのは、景気がよくなりまして半年おくれあるいは一年おくれぐらいに回復をするというふうに言われておりますので、雇用問題はいましばらく厳しい環境が続くであろうというふうに思っております。

そうした中でございますから、我々としたしましては、どうしてもこういう中で国民の皆さん方にやはり将来ともに安心をしていただけるような体制を確立していかなければならない、現在も厳しいけれども、現在もさることながら、将来もあ

わせて安心できる制度の確立というものが今求められていくというふうに思っている次第でございます。

そうした中でこの法案も審議をしていただいているわけでございますが、やはり現状はこういう厳しさでございますから、金利も引き下げなければならぬという、まことにづらい選択をしなければならぬわけでございますが、しかし、一日も早く経済の回復をさせて、そしてその中で再び皆さん方に金利の上昇をしてお戻しをできるということをお誓いしなければならぬというふうに考えている次第でございます。

○金子(哲)委員 大臣の答弁の中で、今の認識は大変だという状況というのは一致すると思うんですが、やはり、景気の回復のために労働者、生活者の雇用を中心として生活の安定というものが非常に重要だ、また、購買力も含めたそういうところの活性化がない限り、今の状況を進めることはできないというふうには私は思うんですけれども、その点について余り明快にお話しになりませんでした。

そういうふうにも考えてみますと、今回こういう制度を変えるということになりますと、今おっしゃいましたように、かなり全体に賃金が下がっているとかいうお話でありますけれども、それに一緒に呼応して、厚生労働省もそれと同じような対策をとるというようなことで本筋にいかかという思いを持つんですけれども、その点はどうですか。

○坂口国務大臣 やはりこの制度を恒久的に継続しなければなりません。こういう厳しいときでございますけれども、いわゆる二千万円という欠損を出している、それをこれ以上拡大をさせてはならない。三兆円の規模でございますから、かなり大きな規模でございますが、その中で二千万円というのが大きいか小さいのか、まあ考え方によつてかなり違いがございますけれども、今ならばこの制度を健全に立て直していくことが得得というふうには私は思っております。

そうした意味で、現在大変厳しい選択でございますけれども、一％で現在は御猶予をいただきたい、しかし、そうすることによってこの制度を維持し、そして将来必ず再び金利を上げさせていただくときがあるだろうというふうに思っているわけでございます。

全体としまして、国民生活の中心に考えますならば、先ほど御指摘になりましたように、景気に対しまして一番大きな影響は、それはこの国民の消費にあることは私もよく存じております。しかし、現状の中で、なかなかこの消費を拡大していくというこのことができずに、この数年間苦しんでまいりました。

そして、大変これは残念なことでありまして、でも、外国の景気に頼らざるを得ないような状況でございます。アメリカ初め東アジアの景気が回復をしてくれている。そうしたことによって日本の景気もまた回復を促されている。外国にいささか頼っていることは甚だ私も本意だというふうには思いませんけれども、なかなか、日本の現状におきまして、この国民の消費というものが上昇を始めてまいりません。

そうした中で、今お述べべきところは忍びながら、しかし、そうはいいたすもの、明らかな次第に見えてきています。そのことを私たちは大事にしながら経済の回復に努めなければならぬというふうには思っている次第でございます。

○金子(哲)委員 おっしゃられるとおりのことがあるかも知れませんが、今回、非常に重要な、予定利回りの引き下げという極めて重大なことが出てきているわけですから、今おっしゃった、これから決意をし、回復をするということですが、しかし、今日のこれまでに至つた経済の状況というのは、バブル期から含めて、そもそも政府の経済運営そのものに原因があつて、その影響として、結局、景気の低迷を招いて、今この制度まで、利率をここまで落とさなければならぬ背景があるのではないかと思っておりますけれども、その点は認められますか。

○坂口国務大臣 この十年を振り返ってみましたときに、経済は非常に厳しい状況ですとたどつてまいりました。政治の方もかなりこの十年間は混乱をいたしました。我々も政権の中に入りまして外に出ましたり、いろいろなことを繰り返してまいりました。そして、そうした中でありまして、なかなかこの現状は回復させることができなかつた。

一つには、やはり、グローバル経済の中におきまして、日本が選択すべきものを十分に選択してこなかつた、小泉さん流に言えば、構造改革なくして景気回復なしという言葉になるわけでございますが、そうしたことをやはり怠つてきたということも率直に認めなければならぬというふうには思っております。

○金子(哲)委員 そこで伺いたいんですけれども、これまで大抵、各委員の皆さんから出たと思うんですけれども、累積欠損金の問題なんです。

私は、経済がまず低迷を陥ち込んでしまつて、それで予定利率もどんどん下がつていく、利率が下がっていくという経済的な失敗と同時に、このシステムをいろいろ厚生労働省の方から私は説明をお聞きしますと、予定利回り、そして運用益でも、欠損金が出たすべての原因は、結局、これは政府と国会にあるんじゃないかというふうに思っています。その点についてはどうお考えですか。

○坂口国務大臣 これは先ほども御説明申し上げたというふうに思つたわけでございますが、二千万円という欠損金が出ている。しかし、これも経済の低迷の中から生じたことでございます。この経済の低迷を国の責任ということで一言で片づけるなら、それは、私は、国としての責任は十分に感じなければならぬことだというふうには思っておりますが、しかし、先ほども申し上げておりますように、この景気の低迷というのは、日本の国だけで考えましてもこれはなかなか解決のできない話でございます。最近のように経済

がグローバル化されてまいりました以上、やはり全体の中での対応ということもあるわけでございます。

しかし、そうした全体の中での対応であるけれども、その中で対応が十分にできなかったではないかということになれば、それは政府としての責任も私は感じなければならぬというふうな思っておりますが、しかし、それはそれなりの理由があるということをごらね申し上げていただくわけでございます。

○金子(哲)委員 いや、私が言いますのは、予定運用利回りの決定は政府が提案して国会で決めたんじゃないですか、そのことをとりあえず聞いているんですよ。予定運用利回りそのものは、だれも、加入者が決めたわけでも何でもなくて、政府が計画をし、そして、それを国会に諮らされて決められたんじゃないですかというのを、その点では、その運用が失敗したというのは、政府と国会にあるんじゃないですかということをお聞きしているんですよ。

○坂口(国務)大臣 それはそのとおり、見通しが甘かったということだろと思えます。

○金子(哲)委員 しかも、平成二年と平成七年に法が改正をされておりますけれども、平成二年の際には、従前の加入者については六・六％の予定運用利回りをそのまま適用した、平成七年以降については、既加入者も含めて新しい予定運用利回りを適用したということで改定をされたようだけれども、二千億の累積欠損のうち、この制度の最初の平成二年の改定のと時から次の改定までの間に、私どもが持っている資料では、九百四十三億円の欠損金を出しているんですよ。半分、もうこのとき出ているわけですよ。そして、どんどんまた累積がたまって、今や二千二百億円になっているんですよ。そうすると、やはり、そのときのやり方を決めた側に大きな責任があるように私は思うんですよ。その点はどうですか。

○日比政府参考人 この十年間で何回か改正してきたというのは事実でございます。いずれも内閣

提案で、当時、内閣としては、結果として外れたと言われればそれとおりでございませうけれども、そういうことで回るのではないかとということで法案を作成させていただき、お出ししました。

なお、現在生じております欠損金につきましては、当然のことではございませんけれども、予定運用利回りというものが、運用実績から見ますと、その間にかんがいの差があったということになるわけでございますので、先の見通しについて結果として外れたんじゃないかという御指摘は、そのま

まお受けするよりほかにないと思っております。○金子(哲)委員 外れたからそれであなただは全然責任も感じていない答弁のようですよけれども、私は、もう一つ言っているのは、利率の予測もだけれども、例えば平成二年のときの改定の際には、予定運用利回り六・六〇から五・五〇に変えられたわけですよ。そのとき既に、平成二年のときには、もう運用利回り実績六・〇一％になっているんですよ。そして、どんどん下がっている。そのときに、運用利回りを、既加入者に対しては、六・六％をずっと適用しますというのを決めて、そのためにどんどん赤字が累積したわけですよ。

そういうことに対して、ただ金利が下がったということだけでなくて、そういう運用上の問題も含めて、私は、そのとき判断が間違っていたかどうかは別にしても、結果として二千億円の累積赤字が出たんじゃないかという責任は政府と国会にもあるんじゃないかということをおっしゃるわけです。運用上利率が下がったんだから、それは景気のことだから、しょうがないんだということだつたら、何もないじゃないですか。

○日比政府参考人 先ほども申し上げましたように、私も行政庁といたしましては、国会の御責任のことについては何も申し上げる立場ではございません。先ほども申し上げましたように、内閣御提案の法律改正案でございましたので、その事務に当たったのは私どもの役所でございまして、その立案に当たって、先の見込みについて、今か

から見ますれば、なるほど誤りがあったということをお申し上げたところでございます。

なお、過去の状況につきまして、どのような欠損状態になったときに、現行の法律でもございませうけれども五年置き見直しをして、給付水準というものを考えるかにつきましては、これは、時々状況が余りストレートに反映させるといふことも問題であり、どうしても一定の時期の状況を見て検討するということになる性格のものであろうと思っております。

○金子(哲)委員 私は、しつこく言っているようですよけれども、確かに利率の見直しは立たなかつたかも知れないですよ。ただ、平成二年のときに、改正したときに、もう利率がどんどん下がっているのに、高い利率を確保しますよということをやられたわけですよ、そのときには。そして、その間に、今日ある二千億の累積赤字のうちの半分がその方式によって出たわけですよ。毎年毎年の欠損金は、平成三年は欠損は出ていないんですよ。しかも、予定運用利回りよりも運用利回り実績の方が高いわけですよ、平成三年も、四年も。そして、平成五年になって、ようやく、〇・〇四％下がっているだけですよ。にもかかわらず、累積の欠損金がどんどんたまったということは、そういう方式をとったことに問題があったわけですよ。

そのことはどうですか。では、なぜ九百億円も累積の赤字がたまったのか。それは利息が下がっただけが原因じゃないんじゃないですか。○日比政府参考人 ただいまの御指摘でございませうが、当初、平成二年の改正で、この新利率は平成三年度、これは当然のことでございますけれども、三年度から実施ということでは、この改正自体の時期は、平成元年度あたりの運用利回り実績六・〇四というものをにらみつつ、五・五〇で御提案する。何と申しますか、給付率と利回り実績を見ていただきますと、御提案直後の翌年、改正のときに利回り実績の方が下回ったということ

は、全くないかと言われますと、八年度のような

ことがございますが、そういうことでございませう。なお、累積欠損がこの十年ぐらいいち立ちましたのは、平成五年度が初めてでございます。

○金子(哲)委員 これほどわからないとは、わからなかつたですよ。私が言いたかったのは、そんなことを言ったんじゃないんで、平成二年に改正したとき、それから前の加入者にはずっと六・六を適用し続けたんじゃないですかということをおっしゃっているんですよ。そう書いてあるから、あなた方が出してくれた資料の中に。そして、平成七年のときは、既加入者も含めて新たな予定運用利回りを適用するようになされたということを書いてあるんだから。そういう高いものを、下がるのが明らかになんかということをやったということを言っているわけですよ。幾ら言ったって、わかってもええなやしやうがないんですよ。

自分たちがやった政策でしょう。運用の方法を変えたわけでしょう、平成七年から、それ以前とは。平成二年と平成七年では、改正の方法は違うわけでしょう。その点はどうですか。利率の話じゃなくて。

○日比政府参考人 今の御指摘は経過措置の講じ方の問題でございますが、御指摘のように、平成二年の改正の際、どこから適用するかということにつきましては、既加入者については、その方たちについては、旧法、要するに従前のまま行う。それから、平成七年度改正以後……(金子(哲)委員「違うことがわかってるからいい」と呼ぶ)経過措置の問題でございます。

○金子(哲)委員 そうです。そのことを何度も言っているわけですよ。そのことを問うただけのことです。ただ、そういうことを行ったために、結局、九百億円の、そういう適用の仕方を、既加入者に対してはそういうことをやったために赤字もふえたんじゃないですか、ただ利率が下がっただけの原因ではなくて、その上にやったためにあ

うことを私は言っているわけですよ。そのことで、もうこれ以上、時間がないですからあれですけれども。

そうして見ますと、今、政府の責任もあるということをおっしゃっている割には、この累積赤字の穴埋めについては、私が聞いていることでは、これからの運用益の二分の一を充てるというのが提案のようですけれども、それだけでこの運用益の欠損金をなくしていこうということなんですか。

○日比政府参考人 欠損金につきましては、今後発生する剰余、それをもって充てて解消していこうということでございます。

○金子(哲)委員 これから上がってくる益は、本来労働者に返ってくるものだと思うんですね。それを、自分たちも、今おっしゃったように、政府も責任があるとおっしゃっている、その責任は全くとらずに、労働者に本来返るべき益金を充てるというの、何かおかしいんじゃないですか。

○日比政府参考人 先ほど申し上げましたように、私も行政庁としては、内閣提出法案の立案を事務方としていたしましたので、その立場で先ほど申し上げました。

累積欠損の埋め方をどうするかということにつきましては、従来、累積欠損といいますが、単年度欠損、単年度ごとに見るのはいかがかと思いますが、その欠損の分というの、要するに、収入の割に退職金として支出した部分が多い。つまり、既支給の退職金については、何と申しますか、それなりの利回りがついたものが払われているということでございます。

したがって、今後におきまして、できるだけ、余り短い期間がいいかどうかはございますけれども、退職金の額の調整を図りつつ、やはり剰余をもって欠損は埋めるべきものであろうと思っておりますところでございます。

○金子(哲)委員 それは、私と全く考えが違うのでも、責任の所在というものは、どこだ

てそうですよ、失敗したときには、その責任の所在というのは明らかにしながら、責任ある者が一定にその負担を負うというのが普通であって、全く責任のない人がすべての赤字の責任をとらされるなんていうことが、普通の経済観念であるのか。

我々は法律を出しただけです、結果がどうなれば、それは関係ありません。政府というのはそんなものなんですか。もう一度お聞きしますけれども。

○日比政府参考人 御案内のように、この退職金制度におきまして、契約ベースもそうでございますが、お約束するときは、法令変更によって退職金額というものは変わることがあるということに契約をさせていたしております。

それで、赤字の問題でございますが、先ほど来申し上げておりますように、いかなる制度設計をしましても赤字、黒字の問題は起こり得るわけでございます。その結果、従来から、法律でも五年ごとの見直しという規定が厳然として入っているのもそういう趣旨であろうと思っております。

○金子(哲)委員 何度も同じことを聞くようですが、あなた、そんな答弁だったら、そのことだけ言いますけれども、それでは、あなた方の経営責任は何にもないのですか、全くないわけですか。あなた、自分の経営責任は何にも答えていないじゃないですか。

○日比政府参考人 私自身は、この役所にいる者として、私がそのとき立案したかどうかとは関係なく、私自身は、私の行政庁として、見直しについて甘かったことは深く反省しております。

○金子(哲)委員 深く反省したら、反省したようなことをやってもらわなきゃ。対策をとってもらわなきゃ。

それを、反省しながら、実際に赤字の穴埋めは、労働者の方、どうぞやってください、益金を受ける人がやれというやうなやり方がどこにあるのですか。大臣にお聞きします。

○坂口国務大臣 これは、共済であります以上、掛金をちようだいでして、そしてそれを運用すると

いう以外にここはないわけでありまして、ここに国庫負担は入っておりますけれども、国庫負担というのでもまた国民の皆さん方に出していただいたお金でございますから、同じことだというふうに思っています。

今まで二千億円の欠損金がありました。これは、私も今この数字をずっと見てみますと、加入していただく企業がふえてきているからまだ私は助かっていると思っております。これ加入していただく企業がふえてこなければ、もっと私は厳しい状況になっていただけないかという気がいたします。

したがって、この状況、今日まで至りましたトータルでこれを見ました場合に、過去のさまざまな見通しの甘さもあつたのでしよう。それから、委員が御指摘のように、平成二年までは六・六だったのですか、ずっとそれで来たわけでありまして、そのことによつて起こっております赤字も私はあると思っております。ただ金利の問題だけではないで、ずっと六・六%で来たということも含まれているだろうというふうに思いますけれども。

いずれにいたしましても、その問題を解決していくのは、この制度の中で解決をしていく以外に方法はないわけでありまして、責任は責任として認めながらも、しかし解決の方法というものは、この今後の運用のあり方をより明確にしていく、よりこを皆さん方にオープンにして、そして誤りなきを期していくこと以外に別に方法はないわけでありまして、そうさせていただきます以外にないと思っております。

○金子(哲)委員 いや、別の方法はなくはないと思ふんですよ。別に国が責任を、政府というの、僕は別に局長だけが個人の責任では何でもなくて、厚生労働省、日本の政府の責任であつて、そのうちであれば、政府として、国家としてどういう措置をとるかということ、当然財政的な援助だつてできないか。これ今あれですか、何年かかるとは、益金で二千億を穴埋めしようと思つたら、

○日比政府参考人 剰余の出方について、現在、今後を見通すことは非常に難しいと思っております。ただ、剰余が出たときに、先ほど申し上げましたけれども、その半分程度を使うということを考えておまして、これは結果として期間を長くすることにもなりますけれども、今ちょっと十四年度、十五年度の剰余見込み、剰余が出るだろうとは思っておりますけれども、しかとした金額はわかりません。ただ、仮に百億円であれば、当然のことながら二十年。さらに現在、大変恐縮でございますが、十三年度決算見込みをしますともう数億欠損が出るということでございますので、相当年数がかかろうと思っております。

○金子(哲)委員 だから言うわけですよ。余りにもひど過ぎるんじゃないですか、二十年間も負担をし続けるというのは、二十年もかかる予定、何年になるかわからない。景気がよくなつて、一%のまま据え置いて、どんどん差益が出て、それを回せば早くなるということがあるかも知れないけれども、今の状況じゃないわけでしょう。二十年間もこの負担を払い続けなければいけない。

そして、その責任を、つくつた者はだれも責任をとらないということであつて、このシステムに対して、これからもっと企業をふやしていただきたいということですが、そういうことで、信頼をしながらふえていくんですかね。どのようにお考えですか。

○日比政府参考人 先ほど申し上げましたように、どれだけの年数がかかるかについては見通すのは難しいと思ふますが、先ほど申し上げましたように、剰余が出た場合にその半分を使つていくとしてということをお申し上げました。

退職金の給付水準につきましては、先ほど来の御議論にもあり、また大臣からお話ございましたけれども、政令で定めさせていただくこととなる金利につきましては、今後の利回り状況を勘案しながらそのときにも機動的に上げていくべきだろう。

ただ、先ほど来申し上げておきますのは、ある

程度剰余が出たときに、その剰余の使い方につきまして退職金に回す仕組みが現実にもございますが、付加退職金というところでございますが、それから、累積欠損の穴埋めにも使いつつ、一定の給付水準も確保しつつ欠損を解消していこう、そういう意味で、仮に百億を充てたとしたらそういうことになるという意味で申し上げました。

○金子(哲)委員 もう時間もありませんのであれですが、今百二十万円ぐらいが平均的と言われておりますけれども、これを下げることによって、どれぐらいの今度支払い金額になると予想されているんでしょうか。平均支払い額。

○日比政府参考人 現在の支給額が、おおむね掛金の月数百十数月ですので、大体十年ぐらいのところで大体そうだろうというところで見ますと、一割ぐらいは下がると思っております。

○金子(哲)委員 一割と言えば、百二十万円の退職金ですから、あなたは局長ですから退職されればかなりの額の退職金をもられるかわからなけれども、一人一人の労働者にとつての百二十万というのは非常に大変な、退職をしたときの非常に重要なお金になるわけですね。その中で一割、簡単に一割とおっしゃるけれども、十数万の減額になるというところでしよう、今度それは。しかも、その一部が前の運用の中に回されていくというようなことを、重ねて言うようですけれども、そういうことを全体にして考えてみると、率が下がっただけでも十数万も減額しなければならぬ、しかもせっかく利益が出たとしてもそれが積み込まれないで赤字の穴埋めに使われていくようなシステムというものが、本当に中小の労働者の働く人たちにとつて心の通ったような政策なんだろうかとこのことを、あえて強く申し上げておきたいと思えます。

二つ目に質問したいんですけれども、今度、中小企業の皆さんに、いわば福利厚生関係に対する融資業務が廃止をされるということですから、時間も長いので長く申し上げませぬけれども、確かに運用件数が少ないという問題はありますけれども、やはり中小に働く皆さんにとつて、なかなか福利厚生への面が進んでいかぬという中で、ある企業の皆さんがそういうことをやろうとされることは非常に大切なことだと思ふんです。そういう意味でいいますと、件数が少ないからこの業務を切り離すということだけでいいのかわからないと思ふけれども、その点についてどうですか。

○坂口国務大臣 労働者住宅等の建設に係ります融資制度というのがございまして、これを見ますと、平成十二年度末におきましては一年間で二十五件でございます。

このような状況のもとで、特殊法人改革におきまして、いろいろ赤字も出ていることであるしいたしますから、そうした融資面とかいうようなことはもう手をつけずに、そして、この共済制度の立て直しを行うべきだという一つの大きい方針だといふふうに思っています。したがって、いろいろ行つてまいりましたことはこの際整理をさせていただいて、そして、純然たる共済制度に立ち返っていくということも大事ではないかというふうにも思っている次第でございます。

○金子(哲)委員 そうであるならば、今、中小の皆さんに対する貸し渋りの問題等も非常に大きな問題になっているわけですから、本来の退職金共済制度を優先するというところでこの業務を外されるということであれば、それに肩がわりするきちりとした、政府系金融機関などでこの制度にかわる融資を受けられる、その目的であれば、そういうちゃんと受けられるような体制が他の金融機関の中になければいけないと思ふ。

といひますのは、今、先ほども言いましたように、中小企業はなかなか融資を受けられないという状況があるわけですから、そういう目的で受けようとするときに、こちらの制度がなくなつたならば、大体それを受け皿としてこういうものがあるというものが、幾ら件数が少なくて、少なくとも明示されていなければならぬと思ふんですけれども、その辺は他の省とはどういふことが協議

されているのでしょうか。

○日比政府参考人 今般融資業務をやめるということにつきましては、これは政策金融の見直しという点がございまして、政策金融自体を、政府関係の特殊法人の行つておる金融でございますけれども、特殊法人自体で政策金融を行うとすれば、そういう政策金融機関、そちらの方をできるだけ寄せるといふようなことがあつたわけでございます。

そして、それは、そうである必要がないものについては、民間金融機関というものを、その民間金融機関というものをベースにしたときに、どうしても政策金融として残さないといけないのかどうか。

こういうことを考えた場合に、今委員御指摘の貸し渋り問題というのが巷間言われているところではございますけれども、例えば労働者住宅、これは社宅等になりますけれども、これは世の中相当数あるわけございまして、その中で融資件数が二十五件ということ、やはり多くの場合、一般の金融機関で資金手当てもされておられるというところございましょうから、そういう意味で、退職金共済機構としては、これはもともと金融機関ではございませんので、そういう意味では融資業務をやめるのが筋であろうというところでやめたところでございまして。

したがしまして、先ほど御指摘の、他省庁との関係という御指摘でございますが、現在、政策金融として、他省のいろいろな政府系金融機関で労働者住宅等のための融資というのはそもそも行つていなかったと承知しております。

○金子(哲)委員 あなたは本当に冷たい人だと、今私は聞きながら、ありませんということだけで制度をやめるんであれば、それにかわるようなものをどこかちゃんと紹介するなり、そういう制度をつくるなりして、希望があつたときに、役割はそれは果たしてきたし、幾ら件数が少ないといつたつて、あつたわけですから、二十五件とはいへ。そういう人たちに対して、もしここにそういう

要望が来たとき、制度はなくなりませんが、どうぞあなた方は自由にしないさい、どこでも行きなさいということではなくて、きつちりとした対応をとつてあげるといふことが大事ではないか、そういうことにきつちりしてほしいということをお申し上げているんですよ。その辺はもうできないんですか。

○日比政府参考人 この融資業務は、いわゆる還元融資でございますので、当然のことでございますけれども、設けるとも、当時の加入している中小企業の方々やそういう団体の方々から強い要望があつて設けたものでございます。そして、加入している方々向けに出す。

今回、こういう廃止をすることにきましても、審議会はもとよりでございますけれども、関係方面からの声というのものも、廃止させていただいたことということで申し上げた上で、やらせていただきますということでございます。

○金子(哲)委員 時間になりましたので終わりますけれども、今の答弁も含めて、制度をなくすという一方向的に、まあ関係方面に了解をとるといつたつて、どこまでとられるかわかりませぬけれども、それから、最初、私が質問した問題も、欠損金の補てんの問題もそうですけれども、全く、せっかく中小の労働者の皆さんに対して共済制度によつて退職金なども積み立てていこうという精神的にはいい制度でありながら、残念ながらこの改正の中では、そのいわば精神的なもの、きつちりとした中小労働者に対する援助、援護、また、そういう精神が、今の答弁をずつと聞いていますと、どんどんどんどん後退して、お金だけの話をされているようなので、もう一回原点に戻つて、この制度をつくつたときの原点に戻つて政策をやつていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○森委員長 次回は、来る十七日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十分散会